

行政書士しずおか

No.282

2016年新春号

会長賞



「 秋 桜 」

清水支部 古屋 初 男 会員

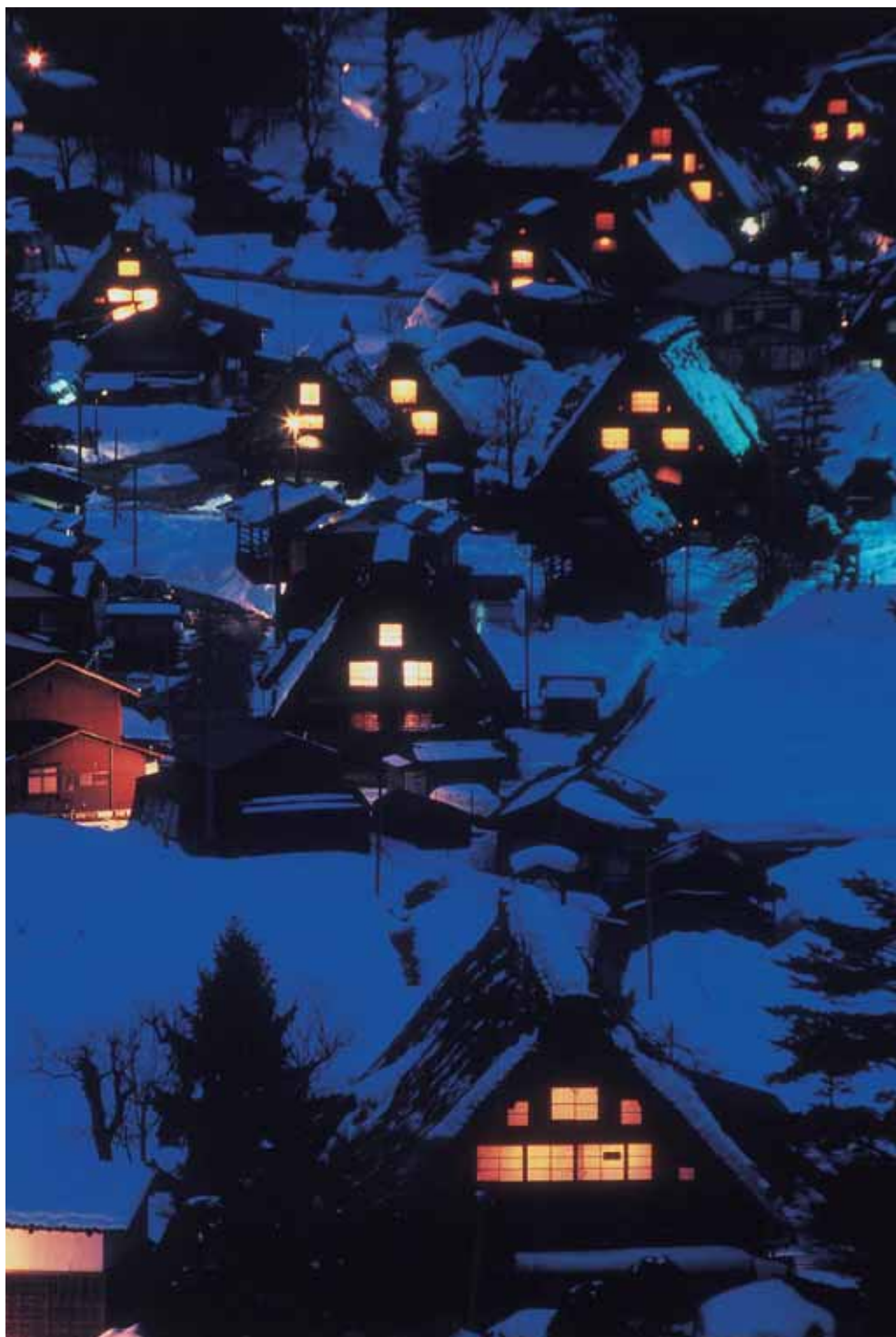
- ・ 新年のご挨拶
- ・ コンプライアンス研修会実施
- ・ 写真コンクール入選作品発表



静岡県行政書士会

第20回 写真コンクール入選作品

優秀賞



「夜を迎えて」

榛原支部 榛 葉 利 夫 会 員

CONTENTS



撮影日時 2015年9月30日

午前9時00分

場 所 裾野市パノラマ遊花の里

写 真 機 スマホ

一面に咲くコスモスを見たとき
行政書士の花という感を強くし何
枚も撮った中の一枚です。

本年もよろしくお願いいたします。
す。

清水支部 古屋初男

年頭のご挨拶	静岡県行政書士会会長	岸本 敏和	2
	静岡県知事	川勝 平太	3
	静岡県議会議長	吉川 雄二	4
	静岡県行政書士会常任相談役・静岡県議会議員	植田とおる	5

平成27年度行政懇談会の実施報告	6
------------------	---

平成27年度行政書士試験実施報告	19
------------------	----

平成27年度広報月間実施報告	21
----------------	----

コンプライアンスに関する研修会の実施について	22
------------------------	----

投 稿		
感動！！『レ・ミゼラブル』	静岡支部	森 奈穂子……23
元（投下資本）をとる	富士宮支部	保坂 昭秀……24
静岡県ゆかりの総理大臣がいた！		
石橋湛山の生涯	静岡支部	佐藤 吉男……24
愛知県名古屋市の歴史を感じる旅	沼津支部	森光 智一……28

掲 示 板	31
-------	----

会員の動静	32
-------	----

講習会・研修会	36
---------	----

会議議事内容	39
--------	----

会 務 録	50
-------	----

Living room「正月の風景から」	会長 岸本 敏和	55
----------------------	----------	----

つぶやき・編集後記	56
-----------	----

写真コンクール入選発表	表紙・表紙裏
-------------	--------



集大成に向けて

静岡県行政書士会会長 きし もと とし かず
岸 本 敏 和

新春の幕開けに際し、一言ご挨拶申し上げます。昨年は本会の活動に多大なるご支援並びにご理解を賜りまして、誠に有難うございました。本誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、茨城県を中心とした関東・東北豪雨による甚大な被害の発生、列島各地での火山活動の活発化等自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられた年でした。政治においては安全保障法関連の法律が可決され、この国のあり方が改めて問われる年でもありました。国際的には、I Sによる日本人殺害からパリにおける同時多発テロ等多くのテロ事件が発生し、多くの尊い生命が犠牲となりました。

一方明るいニュースでは、ノーベル賞に二人の日本人学者が輝いたこと。ラグビーWCで日本チームが3勝の快挙を成し遂げたこと。宇宙空間では、日本人飛行士による数多くの重要なミッションの遂行など、日本人の活躍が伝えられた年でもありました。また年末には、今後の経済活動に大きな影響を与えるであろうTPPの内容が大筋合意しました。TPPは、農業や食品分野に限ったことなく、私達行政書士の仕事にも少なからず影響を生じてくると思われます。また、マイナンバー制度の施行が決定し、いよいよ今年からその運用が始まりました。この取扱いについては、行政書士の業務の中でも取扱い上の注意喚起が必要であると感じております。

また、一昨年の行政書士法改正から、いわゆる特定行政書士の制度が創設され、昨年末には、全国で2,428名の特定行政書士が誕生致しました。今年4月には改正行政不服審査法が施行されます。特定行政書士に活躍の場が与えられ、更なる国民の利便性並びに信頼性向上に一役買うことができるのではないかと、期待しております。また、改正行政不服審査法により地方におきましても第三者機関が設置されます。この第三者機関への行政書士の登用も強力に推し進めていく必要があります。

さて我が会は、昨年年頭に掲げた「次世代定礎の年として」をスローガンに会員歴の浅い会員並びに若年層や女性会員が意見を述べられるPTを設置し、多くの貴重な答申を得ることができ、今後の本会事業推進の参考にするべく検討を重ねております。また、行政書士業務拡充のためのPTの設置により新規業務の開拓を推進して参りました。さらには、会長就任時の公約であった市町における「大規模災害発生時の支援協定締結」は、既に30市町と締結することができました。この災害協定締結に際しては、多くの市町の首長から感謝され、そのことが行政書士制度の認知向上にも繋がったのではないかと考えております。既に実際の支援活動マニュアルも完成し、今後は有事の際の費用弁償の仕組みを構築していく必要があります。災害支援基金（仮称）等の創設を検討しなければなりません。また、老朽化が進む本会事務局建屋についても将来に向けての研究が必要になってきております。

いずれに致しましても、取組むべき課題は山積しており、組織再編による効果の検証、省くべき部署は省き、拡張すべき部署は拡張し、理事会並びに支部長協議会のあり方、さらには人材登用方法の検討等メリハリの利いた組織にしていかなければなりません。会長として3期6年の集大成として、本年度は旧来のものに捉われずに、静岡県行政書士会を全国行政書士会の先鞭たるものにすべく果敢に挑戦していくことをお誓い申し上げます。本年度は、役員改選年度ではございませんので、役員全員がじっくりと、しかし、迅速に集大成に向けて一丸となって組織創生のために鋭意努力する所存でございます。

結びにあたりまして、本年も会員の皆様並びに関係各位の皆様方のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げますと共に、本年が皆様にとりまして稔り多き年になりますことを衷心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年 頭 の ご 挨拶

静岡県知事 川 勝 平 太

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新年を迎えられ、心からお慶び申し上げます。

昨年の夏、韮山反射炉が世界遺産に登録されました。平成25年に富士山が世界遺産に登録されるや、茶草場の世界農業遺産、南アルプスのエコパーク、世界一の健康寿命など、静岡県は世界クラスの地域資源の数が、過去2年半で、なんと23件にも増えました。まさに「世界に羽ばたく“ふじのくに”」の立ち姿が現れてきました。

東京への人口集中が進む一方で、東京の合計特殊出生率は全国最低です。今や東京は日本の人口減少を加速させています。それゆえ「ポスト東京時代」を開く地方創生は日本の最大の課題です。その課題に向けて各界各層の皆様に参画いただき、英知を結集した「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」と「総合戦略」を昨年10月に策定しました。子供を2人以上持ちたいという若い世代の希望や、本県で働き、住みたいという希望の実現に向け、「美しく、強く、しなやかな『静岡型』の地方創生」をとおして「ふじのくに」づくりを推進してまいります。

昨年の秋、イギリスでのラグビーワールドカップでは日本代表とりわけ静岡県選手が大活躍しました。2019年の日本大会は袋井市のエコパスタジアムが会場の一つです。つづく2020年の東京五輪では自転車競技の会場に伊豆市が選ばれました。ワールドカップと東京五輪を控えたこれからの数年は本県を世界にアピールする絶好の機会です。台湾のバドミントン選手の合宿は大成功でした。また、モンゴルのレスリング選手団と柔道選手団の事前キャンプがそれぞれ焼津市と伊豆の国市で行われます。スポーツを通じた交流は静岡県民が世界に羽ばたく重要な土台になります。

富士山静岡空港は、海外交流に重要な役割を果たしています。これまでも外国人の乗降客数では地方が管理する空港として全国一でしたが、さらに昨年は国際線の新規就航が急増しました。空の玄関口である本県の空港の一層の充実を図るため、本年も引き続きソフト、ハードの両面で整備を進めます。

静岡県は世界に羽ばたき始めました。県が国際舞台に登場しつつある今、将来を担う世代が国際経験を積むことが求められます。特に十代のうちに海外での体験ができるように、高校生全員のパスポート取得を推奨します。それには、なにより、先生方が積極的に海外経験を積むことが課題です。そのための環境整備を進め、グローバルな人材の育成に取り組んでまいります。

今年は、明治9年（1876年）に静岡県・足柄県・浜松県が統合されて現在の静岡県が生まれて140周年目に当たります。先人の遺徳をしのび、世界の人々を惹きつけ、世界に羽ばたく“ふじのくに”静岡県の魅力を高め、日本のシンボルである「富士山」の品格ある姿に恥じない「富国有徳の理想郷」を築くべく、全力で取り組んでまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



年 頭 の ご 挨拶

静岡県議会議員 吉 川 ゆうじ 二

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。年頭にあたり、みなさまにとってすばらしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、大晦日の深夜から元日にかけて放送されるNHKの「ゆく年くる年」は長寿番組であり、かつ視聴率25%は当たり前ということですので、年間の視聴率ランキングでも毎年上位にその名を連ねています。紅白歌合戦のすぐ後に放送されるので、そのまま続けて見ているという方も多いのかもしれませんが、テレビの電波により届けられるとはいえ、除夜の鐘の温かい音色に聞き入りながら煩惱を消していき、厳かな気持ちで新年を迎えるということはいかにも日本人らしいと思います。

また、「一年の計は元旦にあり」と申しますが、正月という非日常な時間を過ごしている、いわば気持ちがハイテンションな状態で、今年こそああしよう、こうしなければならぬなどと決めても、正月が明けて日常の生活に戻ると、思い描いていたようには事が運ばず、自分に裏切られた経験をお持ちの方も少なからずいらっしゃると思います。

とはいえ、このようにまた新しい年を迎えられましたことは、めでたく、誠にありがたいことであります。年の初めを寿ぎ、県民のみなさまの開運と幸福を願いまして、私ども県議会といたしましても、気持ちも新たに、県勢の伸張のため、全力で取り組んでまいる所存でございます。静岡県行政書士会の皆様にも、さらなる知識の修得や実務の研鑽に努められ、県民の生活に密着した法務サービスを提供していただき、県民と行政とをつなぐ懸け橋として、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、会員みなさまの御健勝、御多幸を祈念いたしますとともに、県議会に対する変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げます。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役

静岡県議会議員 ^{うえ}植 ^だ田 とおる

新年明けましておめでとうございます。

行政書士会の皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様方のおかげで一年間の浪人生活を含め議員活動は20年が経過しました。ありがとうございます。その中で特に昨年は、日本が劇的に大きく変わったように感じております。失われた20年と云われ、リーマンショック、3.11の東日本大震災他、長い長いトンネルからようやく明るい兆しが見えてきたような気がしております。

強いリーダーの国際会議での発言などは、テレビを見ていると自信に溢れ、日本人の誇りさえ感じずにはられません。

技術立国日本のハイテク技術による特殊部品が必要なのは、中国や韓国だけでなく欧米諸国も同様であります。

それは、長期にわたる巧みの精神から生まれた日本の世界に誇る宝です。国内に目を転ずれば医療、介護、サービス業、他ロボット産業は少子高齢化の労働力不足を補う市場で広がりつつあります。

日本は、土木建設、医療技術、原子力等、世界で独走していると思われるものも多くあります。

農業にしても今まではどちらかというと補助金にぶら下がりというイメージがつきまといますが、これからは日本の高品質農産物で世界に打って出る。農業経営を目指すやる気のある若者には、援助を惜しまない有機農法で作るうまい野菜、果物は世界に通用します。鮮度が勝負ですからまさに静岡空港を活用して戴くその機会があれば、私も先頭に立って頑張ります。

日本の技術は決して戦後からではなく、古くから精神文化と共に確立されていたものであります。江戸時代には西洋の伝教師、使節、軍人等が驚嘆されたことが多くの記録に残っています。日本の技術的な優位をどう守り続けていくのかは実に難しいと思いますが、更に人智の向上が必要であります。

さて、皆様方を取り巻く環境も劇的に変化していく中、官公庁と県民を結ぶ行政書士の方々の役割は、ますます重要になっていくものと考えております。

私も会員議員として議会活動を通じて皆様方のお役に立てるよう、また、真に豊かさを実感できる県民生活の実現のため、全力を尽くす所存であります。

どうぞ、本年も変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げますと共に、静岡県行政書士会のますますのご発展と皆様方のご健勝を心からお祈りいたしまして、新年のあいさついたします。

静岡県行政書士会平成27年度行政懇談会

第1分科会報告書

日時 平成27年9月18日(金) 午後2時00分～午後4時50分

場所 ホテルアソシア静岡3階「駿府」

出席者 静岡県議会総務委員会

委員長 藪田宏行議員（御前崎市）

副委員長 宮城也寸志議員（菊川市）、遠藤行洋議員（三島市）

委員 小野達也議員（伊東市）、野田治久議員（伊豆市）、多家一彦議員（沼津市）、
三ッ谷金秋議員（磐田市）、中澤通訓議員（静岡市清水区）

静岡県経営管理部総務局法務文書課

主幹兼副班長 吉野正人様、主任 横川雄太様

静岡県行政書士会

座長 五條義人常任理事（島田）

サブ 大塩博喜常任理事（静岡）

書記 飯塚 晃理事（富士）

正副支部長 沖 大（掛川）、石井康一（伊東）、遠藤裕史（伊東）、塩谷保和（田方）、
戸本由紀子（志太）、安田正晃（中遠）、竹内恒孝（沼津）、倉田清人（西遠）、
石切山通夫（清水）

報告内容

テーマ1 報告事項

① 県内各市町に対する行政書士法遵守の請願の報告について

当会では、行政書士の資格を有しないもの（非行政書士）が行政書士を装い、不法な書類作成と提出行為が行われていることにより市民、県民に甚大な不利益を与えないことを趣旨に窓口において本人確認および申請代理人の身分確認を徹底していただく内容の請願活動を県内各市町の議会に行っています。

平成23年3月23日の浜松市を皮切りに平成27年6月3日現在まで県内19市町で請願が採択され、人口比率では静岡県の人口の約82%、要望書提出2市を合わせますと人口比率は約87%となっています。

県内全ての市町で請願の採択がされることを念頭に活動を推進していますので、顧問議員の皆様には未請願の市町に対して、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、静岡県については平成4年12月11日県議会定例会において請願の採択がされ、窓口に表示板『行政書士でない者は、報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業として行うことができません。』を設置させて頂きました。しかしながら採択されてから23年近い歳月を経て行政書士法遵守が薄れてきているのも事実と察しますので、2度目の請願審議の可能性について顧問議員の皆様にご相談したところ、以前は窓口において本人確認及び申請代理人の身分確認の徹底への審議はなく、本人確認等を求める請願は可能ではないかのご意見を頂きました。

② 大規模災害時支援協定について

静岡県で大規模災害が発生した場合、行政書士が迅速かつ的確に支援活動を行なうことを目的として、当会では、事前に静岡県下各市町と大規模災害時の被災者支援協定締結の事業に取り組んでいます。平成25年4月5日伊東市との調印から本日まで27市町並びに在浜松ブラジル総領事館と締結を行ない、平成27年9月29日小山町と平成27年10月27日藤枝市との調印を予定していることを報告し、また既に締結された各市町との支援活動について、具体的な協議を行っていく必要性を感じる旨を説明しました。顧問議員の皆様には、

未締結の市町に対してご支援ご協力を賜りますようお願いしたところ、『先般、浜松市の水害など行政書士が自ら現地に赴くなどアピールして、被災者に対していざというとき何ができるのか』身近な被害を蒙った所から具体的な支援活動を確認する必要性についてご意見を頂きました。

テーマ2 協議事項

① 行政書士懲戒処分の基準制定について

懇談の要旨

行政書士が、行政書士法若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は処分することができることになっています。

会員に対する違反行為の認識を徹底し、違反行為の減少並びに処分決定の迅速化を図ることを目的に詳細な静岡県の処分規程を設けていただくことをご検討いただきたく提案致しました。

また、都道府県知事が行う処分のほか静岡県行政書士会単独で行える会員の処分については、静岡県行政書士会で定める会則（静岡県知事許可）を以って、苦情申立人と行政書士本人からの事情確認後、綱紀委員会の答申を受け常任理事会に諮り、理事会の決議を経たのち、訓告、1年以内の会員権の停止、廃業の勧告の3種類の個人会員の処分方法がありますが、静岡県と同様に懲戒事案発生から決定まで多大な時間を要しています。静岡県に詳細な処分規定を設けていただければ静岡県行政書士会も会員処分の迅速化とともに、会員に違反行為と処分内容を徹底し違反行為の減少をはかることができるものと考えますので、検討をお願いしました。

回答や意見

静岡県法務文書課の方々からは、一般県民より直接県への苦情、申立等の措置要求並びに静岡県行政書士会からの報告に基づき随時対応している状況である旨の報告を受けました。

行政書士に対する懲戒として戒告、2年以内の業務の停止、業務の禁止の3種類の処分がありますが、詳細な懲戒処分の基準について研究しているところです。また、静岡県の措置要求案件でも、静岡県行政書士会として併行に処分しても差し支えないことのご回答を頂きました。

顧問議員様からは違反行為の詳細な処分基準により、懲戒処分の手続きが明確化されることが望ましいとのことご意見を頂きました。

結 論

処分規定の制定は県も検討、研究中とのことなので今後も働きかけつつ、静岡県行政書士会としては会員に対する倫理の徹底を事あるごとに行い、苦情申立や措置要求を減らすべく努力をしたい。

② 特定行政書士制度と許認可行政

懇談の要旨

平成26年6月26日公布、同年12月27日施行の改正行政書士法では、一定の法定研修を修了した行政書士が、効果測定後に特定行政書士となることができます。

特定行政書士は、行政書士が作成し、官公署に提出した許認可等の申請に対する違法又は不当な処分に対してなされる審査請求の代理及びその書類作成を行うことができます。

静岡県行政書士会では、現在103名の会員が述べ20時間の法定研修を受講しており、10月4日の効果測定合格者が特定行政書士となります。将来的には、審査請求の審査手続きにおける諮問機関（国に於いては行政不服審査会、静岡県に於いては県が設置する機関）の要員に、行政手続きの専門家である行政書士の登用をお願いします。

回答や意見

新行政不服審査法の諮問機関に関する総務省の示すフローチャートを参考に審査庁の採決案に対して有識者から成る諮問機関（第三者機関）が審査庁の判断をチェックする役割であることを確認後、静岡県法務文書課の方々に諮問機関（行政不服審査会）の設置に向けてお尋ねしたところ、庁内体制のあり方等について現在検討中であり、諮問機関の有識者等の人選については白紙の状況であるご報告を受けました。

顧問議員の皆様からは、将来的に第三者機関への行政書士の登用は実務家として入ることは可能ではないかのご意見を頂くと共に県へ要望書を提出されることが良いのではとのご提言を頂きました。

結 論

将来、諮問機関（第三者機関）へ実務家としての行政書士登用のため、県へ要望書の提出を考えたい。

第 2 分科会報告書

日 時 平成27年 9 月18日(金) 午後 2 時00分～午後 4 時50分

場 所 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」

出席者 静岡県議会文化観光委員会

委 員 長 鳥澤由克議員（裾野市）

副委員長 渡瀬典幸議員（袋井市・森町）、鈴木 智議員（静岡市駿河区）

委 員 植田 徹議員（富士市）、竹内良訓議員（浜松市中区）、小楠和男議員（浜松市南区）、
佐野愛子議員（藤枝市）、諸田洋之議員（焼津市）

静岡県行政書士会

座 長 後藤博行副会長（三島）

サ ブ 藤田 哲理事（富士）

書 記 杉本和也理事（沼津）

正副支部長 佐藤卓也（裾野）、勝又智子（裾野）、平井睦子（志田）、内山 篤（西遠）

報告内容

テーマ 1 静岡県の外国人観光客誘致事業への参画について

懇談の要旨

富士山静岡空港を利用する外国人観光客の急増する現状を踏まえ、彼らの静岡県内への誘導を積極的に進め、地域経済の活性化に繋げることが重要であります。

最近の外国人旅行客は単なる観光地ツアーへの参加から、日本の文化やカルチャーに密着したものになってきている傾向があります。そして、日本で独自に発展を遂げたラーメンやカレーなどの飲食店にも来店が増えているとのこと。それに対応するため通訳が出来る外国人スタッフの採用など、飲食店等の経営者から行政書士への相談も増えております。このように、今まで外国人との接点がなかった県内の企業や業種に対しても、新たな外国人労働者雇用のニーズが高まっております。

外国人観光客の県内誘致には多言語に対応した通訳、案内人の配置といった受入体制の整備は欠かせません。私ども行政書士は外国人スタッフ雇用等に関する在留手続き、観光客誘致に関わる運輸、旅行、旅館、飲食店等の許認可、届出に精通しております。

静岡県においては、行政書士の専門知識を利活用していただき、外国人観光客誘致の一助になるようご提案いたしました。

回答や意見

行政書士会から商工会議所などの団体へのアピールをすることにより、各種団体との連携を図り、外国人活用の場において行政書士がオブザーバーとして参画できるのではないのでしょうか。

また、県は静岡に定着する旅行を目指して、県東・西部に拠点を設けていますが、中部におけるツアーセンターの設置も検討中で、今後も海外からの観光客へアピールをしていきます。そのためには、外国人観光客に対して、県の各機関が横断して対応できる体制を整える必要があると思います。

結 論

行政書士会としても商工会議所など各種団体へ「外国人手続きのスペシャリスト」を積極的にアピールして参画していけるよう努力いたします。

テーマ2 外国人技能実習制度拡充に伴う行政書士の利活用について

懇談の要旨

人手不足が深刻化する建設産業や介護分野における外国人労働者の活用を拡大するために、外国人技能実習制度の拡充策が考えられております。

しかし、同制度は、劣悪な労働環境、低賃金で外国人労働者を利用していると内外からの批判があり、実際、実習生の逃亡や賃金不払い等のトラブルが発生しているのも事実です。

そこで、国は上記の拡充策を行うにあたって「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（案）」を施行し、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るとしています。

具体的には、監理団体の許可制の導入、技能実習生に対する人権侵害行為に対する罰則、監理団体の許可権、立ち入り調査権限を持つ「外国人技能実習機構」の新設などです。

そして、地域毎に関係行政機関等による「地方協議会」、技能実習に係る事業の関係者による「事業協議会」を必要に応じて設置する旨を定めています。技能実習対象業に加わる建設業や介護事業者の許可及び監督機関である静岡県も当然これらの構成メンバーとなることが想定されます。

私も行政書士会の会員には外国人実習生法定講習の講師を務めるなど、実習生受入先企業との業務上の関わりを通じて、外国人技能実習制度及び現場の実情に精通している者が多数おります。

そこで、新しい技能実習制度のもと地域協議会、事業協議会等が設置された際には、こうした会員の経験、知識を生かせる場として行政書士会が何らかの形で関与し、尚且つ構成メンバーとして登用されるよう働きかけをお願いいたしました。

回答や意見

当件は、経済産業部が所管するので、当委員会を通じて行政書士の参画を提案いたします。

結 論

近い将来、静岡県において地域協議会、事業協議会等が設置され、行政書士会へ協力依頼があった場合には、参画できる体制を整えます。

テーマ3 富士山静岡空港出入国外国人急増への対応について

懇談の要旨

昨年度の富士山静岡空港における外国人出入国者数は急増して、全国空港別8位、地方管轄空港の中ではトップになりました。今年度も中国への路線増便に伴い外国人出入国数は増加、伸び率は過去最高を更新し続けております。

一方、富士山静岡空港の出入国審査は、名古屋入国管理局静岡出張所（静岡市）が担当していますが、同出張所は空港審査のほか、県東・中部に居住する外国人の在留審査、海港船舶審査の業務を行っております。上述のように富士山静岡空港における外国人観光客の急増、深夜便の乗り入れ開始という状況下で、空港に常駐していない静岡出張所の職員が毎日、空港に出向いて空港業務をこなしております。

このため、名古屋入管静岡出張所に提出する在留関係申請の手続きが滞っているように見受けられます。空港業務のない浜松出張所の業務が今まで同様に円滑に審査がなされていることを考えると、空港業務の多忙が静岡出張所の審査延滞の要因であることは明らかであります。

在留審査の延滞は、県東・中部に居住する外国人の不利益をもたらすものであります。そこで、県を通じて入国管理局へ静岡出張所の人員増員をお願いいたします。

また、外国人出入国者が急増する富士山静岡空港において、例えば、富士山静岡空港内に「外国人のための在留に関するインフォメーションセンター」の設置などで、行政書士がお手伝いできると考えますので、検討をお願いしました。

回答や意見

名古屋入管静岡出張所に9月1日から3名の増員がありましたので、今後は事務の迅速化が期待できると思います。今暫く様子を見て、状況の変化がない場合は更なる増員を求めることにします。

在留に関するインフォメーションセンターのニーズがあるのか不明なので、まずは調査が必要なのでは…

センター設置は現実的ではないが、行政書士の案内板やパンフレットの設置を検討します。

結 論

富士山静岡空港内での行政書士の案内板等設置について、実現のお願いをしました。

第3分科会報告書

日 時 平成27年9月18日(金) 午後2時00分～午後4時50分

場 所 ホテルアソシア静岡3階「駿府」

出席者 静岡県議会企画くらし環境委員会

委 員 長 増田享大議員(掛川市)

委 員 藤曲敬宏議員(熱海市)、和田篤夫議員(御殿場市・小山町)、天野 一議員(静岡市葵区)、
渥美泰一議員(浜松市浜北区)、大石裕之議員(牧之原市・吉田町)

静岡県行政書士会

座 長 兄島良孝常任理事(静岡)

サ ブ 福田美奈子常任理事(榛原)

書 記 桜井俊文理事(中遠)、池田眞明委員(清水)

正副支部長 増田和紀(掛川)、鈴木 亨(熱海)、岩本伸幸(熱海)、谷口民衛(御殿場)、
白鳥友子(静岡)、名波正郎(榛原)、山本恭彦(三島)

報告内容

テーマ1 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間について

懇談の要旨

処分業の審査期間が大幅に標準処理期間を超えている現状について、考えられる原因を含めて説明した。一番の問題は県の審査判断基準の継続性が無いことであり、公表されている審査基準より、個々審査担当者の裁量に依る部分が多いと分析している旨を説明した。

解決方法として、廃棄物リサイクル課担当者と各健康福祉センター担当者と行政書士の意見交換の場を設けていただき、業者と多くの接点をもつ行政書士が廃棄物行政に大きく貢献できる組織であることをPRした。

回答や意見

県担当者とコミュニケーションをとることが大事である。

いきすぎた行政指導は間違っている。

結 論

今後引き続き県担当部署には、意見交換会の開催を要望していく。顧問の議員の皆様方にお力添えをいただきたい。

テーマ2 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為の取扱いについて

(石綿含有廃棄物、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を認めてほしい)

懇談の要旨

毎回同じ要望を出している現状を、あらためて説明した。他県等の状況やなぜ静岡県が認めないのかの理由を、当会が把握している範囲で説明をする。完全に積替保管を認めることは、静岡県の置かれている状況から無理であることは理解するが石綿含有廃棄物について積替保管を認めないことは、逆に不法な保管を増やすことにつながることを理解していただき、自然環境保全の為に、石綿含有廃棄物の積替保管を認めるように静岡県に働きかけていただけるようお願いした。

回答や意見

県が認めない理由が合理的なものなのかを検討したい。
建設廃材全ての問題なのか、石綿含有廃棄物だけこと事なのかをはっきりさせてほしい。

結 論

石綿含有廃棄物の積替保管実現に県担当部署に働きかけていただく。

テーマ3 移動式処理施設における静岡県の取り扱いについて

懇談の要旨

同じ静岡県でありながら、静岡市及び浜松市で認められている移動式処理施設の許可が、静岡県では認められないことについて、特にがれき類や木くずの破碎施設について建設工事現場でのニーズをからめて説明し、業界の為にも静岡県での取扱を検討していただけるよう要望した。

回答や意見

静岡市と浜松市の取扱いが静岡県と違うことについては検討の余地がある。

結 論

引き続き要望をする。

テーマ4 産業廃棄物処分業許可における選別処理施設の許可について

懇談の要旨

最終処分場が逼迫している状況及び新しく最終処分場の新規設置が事実上不可能であること、そのために廃棄物のリサイクルが必要なこと、その前段階として廃棄物の選別が必須であることを説明した。しかしながら静岡県では選別の許可というものが無いため進んでいないことを説明した。

回答や意見

県リサイクル課としては、原則、排出事業者に処分の方法は委ねられるべきと考えるが、県と事業者の信頼関係がないことがその理由であれば、問題であるので県に要望して行きたい。

結 論

要望をしていただける事となった。

第4分科会報告書

日 時 平成27年9月18日(金) 午後2時00分～午後4時50分

場 所 ホテルアソシア静岡3階「駿府」

出席者 静岡県議会厚生委員会

委員長 東堂陽一議員（掛川市）

委員 木内 満議員（富士宮市）、落合慎悟議員（藤枝市）、鈴木洋佑議員（浜松市西区）、
池谷晴一議員（御殿場市・小山町）

静岡県行政書士会

座 長 中里龍彦常任理事（沼津）

サ ブ 中山岳夫理事（静岡）、小倉正稔委員（静岡）

書 記 市原 誠理事（沼津）、田中めぐみ委員（志太）

正副支部長 長谷川博之（御殿場）、佐野竹司（富士宮）、横井博人（富士）

報告内容

テーマ1 医療法人設立認可申請及び認可後の諸手続きにおける行政書士の利活用について

懇談の要旨

平成19年以前の静岡県と静岡県行政書士会との事前協議資料審査業務等に関し静岡県と業務委託契約を結

んでいたが、平成19年施行第五次医療法改正により、医療法人の設立件数が激減した結果、業務委託契約は更新されず現在に至っている。しかし、基金拠出型医療法人設立の良さが理解されるようになり、現在では設立件数が増加している。医療法人設立認可申請はもとより診療所開設許可申請、保健医療機関指定申請、役員変更届等の認可後の諸手続きについても、医療法人運営実務上広い範囲で行政書士がサポートでき、併せて静岡県職員の負担軽減にもなることから、事前協議資料審査業務等に関し行政書士の利活用をお願いした。さらに、県民の利益を守るために非行政書士による申請行為排除をお願いした。

※医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金調達手段として基金制度が導入され、平成19年4月1日以後、持分の定めのない社団医療法人は、「基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款に定めることができる」とされ、「基金」制度を選択的に採用することができるようになりました。

基金制度を採用する場合には、基金拠出者の権利、返還の手続等必要な事項を定款において定める必要があります。

回答や意見

無資格者による申請の割合、それによる不利益の実例の有無、無資格者による申請を規制する法的根拠について県議より質問があったので、行政書士側からは、割合につき資料はないが事前審査業務の場や保健所窓口で度々目にしている。非行政書士による申請の実例は裁判例があり、後日資料を提示することを伝えた。

また、非行政書士の申請により高額な請求や被害が発生することを防止するとともに、行政手続きの過程が不適切であった場合における不利益処分についての救済を行政書士ができると回答した。

無資格者の排除について県議からは、申請窓口で委任状や証票提示の確認を徹底させれば良いという回答があったので、出先の保健所窓口へもその点の徹底をお願いした。

最近では医療法人の解散や第三者への譲渡等に関与する業者の存在も見受けられるが、行政書士が適正な手続きで関与すれば悪質な業者の排除のために社会的にも意義があるとの意見を県議よりいただいた。

結 論

行政書士が医療法人の設立時だけでなく、その後の手続きにも関与することの意義については県議にご理解いただけたと思われる。行政書士会としても、引き続き医療法人分野に関して取り組んでいく。申請窓口での身分確認については、行政書士側も証票提示の徹底等に留意するべきである。

テーマ2 信託制度の利用による新たな高齢者・障害者等の財産管理サポートと行政書士の利活用について

懇談の要旨

信託は、委託者が所有する財産の管理について目的を定め、財産を受託者に移転し、受託者はその財産を信託財産として信託の目的に従い受益者のために管理・処分を行うことで、受益者に信託利益を享受させる制度である。

精神上の障害から判断能力が減退した場合、成年後見制度の対象となるが、後見制度によって保護できない高齢者や障害者は対象とならないが、民事信託を利用することで個別的な事情に応じて、契約による柔軟な内容の信託行為を設定し、きめ細かなサポートが可能であると考えられ、更に任意後見契約と信託を組み合わせることで、法定後見制度では難しい諸問題を信託によりカバーする事ができると考えられる。

信託の例として、障害のある子の監護養育について、親の亡き後の財産管理サポートに、遺言代用信託を利用し親の生前の意思に基づいて設定した信託目的が実現可能となる。

このほか、事業承継、世代を超えた財産承継が可能となる跡継ぎ遺贈型受益者連続信託など、多方面において転宅の活用が可能となる。

行政書士は、信託の設計や信託契約書の作成等をすることが可能であるとともに、法律専門家として信託監督人や自ら受託者の監督が難しい受益者の代理人としてサポートすることが可能であることから、社会貢献の部分で静岡県社会福祉協議会と信託制度の利用について共同研究や事業の連携が可能ではないかと考え、行政書士の利活用をお願いした。

※信託の定義

委託者とは何かを他人に依頼する者

受託者とは依頼される者

受益者とは信託契約により利益を受ける者

回答や意見

県議からは、受託者に対する監督の部分について参加することが可能ではないかとの意見を頂いた。

結 論

信託業務に関する研究は始めたばかりであり、静岡県社会福祉協議会と具体的な関わり方の提案ができなかったことから、今後静岡県社会福祉協議会と高齢者・障害者の権利擁護、財産管理システムの構築等についての関わり方について研究をして再度提案をする。

第 5 分科会報告書

日 時 平成27年 9 月18日(金) 午後 2 時00分～午後 4 時50分

場 所 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」

出席者 静岡県議会産業委員会

副委員長 野崎正蔵議員（磐田市）

委 員 河原崎聖議員（島田市・川根本町）、前林孝一良（静岡市駿河区）

静岡県行政書士会

座 長 岩瀬喜臣副会長（静岡）、鈴木 晃常任理事（西遠）

サ ブ 松島正幸（中遠）、川口 修委員（沼津）

書 記 土田 哲理事（田方）、森川美佳（清水）、塩崎宏晃委員（西遠）

正副支部長 伊藤英雄（賀茂）、古本博巳（清水）、石上忠弘（静岡）、松浦富雄（島田）、
白井正則（中遠）

報告事項

テーマ 1 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第 5 条の“自らの知的資産活用”に関する具体的支援方法について

懇談の要旨

平成26年 3 月静岡県議会において制定された「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」に謳われている第 5 条「自らの知的資産活用」に関し、先行する京都府の事例を挙げて、より具体的な支援策を策定していただくことを提案し要望した。

回答・意見

静岡県は全国でもトップレベルで中小企業に対する支援が手厚い県であり経営革新の認証取得では全国 1 位となっている。しかし、現状の支援策は物づくり企業を対象としているものが多く、それ以外の広い産業に対応した施策はまだ検討の余地があるのではないかと考えられる。

提案している知的資産経営はどのような産業においても取り入れることが可能であること。また知的資産経営報告書は作ることが目的ではなく、その作成過程において社長や社員の意識を変え、自社の強みである知的資産をあらためて認識できることにより企業価値を高める効果があることを強調した。

県議より「現状では県内の経営者の方にどのくらいの認知度があるか」という質問をいただき、「まだ高いとは言えない」と現状を回答したが、知的資産経営は経済産業省から中小企業の支援のために推奨されている確かな手法であり、まずは県による支援策が確立されれば、さらに多くの企業を取り入れるようになると考えられることを申し添えた。

必要があれば、この分野を代表する研究者である龍谷大学の中森先生から、レクチャーいただく機会をつくることについて協力させていただくことも提案した。

結 論

今回の懇談会において、中小企業支援の手段として知的資産経営が非常に優れており、中小企業の抱える様々な問題解決の為のツールとして有効であることを説明させていただいた。

先行している京都府では、知的資産経営報告書の作成とその認証により具体的な支援策を既に実践しているので、静岡県においても是非具体的な支援策を実現できるようお願いした。

県内の多くの中小企業経営者の方が知的資産経営の手法を取り入れることにより企業価値を高め中小企業の業績改善と事業を継続し易くなる環境ができるよう本会も県に協力していきたいこと。並びに知的資産経営支援の専門家として行政書士の利活用を積極的に取り入れていただきたいことを申し出た。

県議の皆様には一定のご理解を頂戴したものとします。

テーマ2 経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の支援について行政書士の利活用

経営革新計画の承認申請及び承認企業の補助金申請に関しては、多くの士業や金融機関等がサポートを実施している。しかし、現状は補助金制度の本来の取組がなされておらず、補助金交付決定後の事務管理や事業計画管理がおろそかになった結果、せっかくの補助金が減額されるなどの不都合も発生していると言われている。我々行政書士は、許認可業務や会計記帳を業務としており、補助事業の事務処理にも多くの共通点をもっている。経営革新計画の策定・承認申請並びに、経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の支援には、行政書士の積極的な利活用を要望した。

回答・意見

静岡県は全国でも1、2位を争うほど経営革新に積極的に取り組んでいる県である。問題は、補助事業が始まってから補助事業の細かな雑務の進め方に企業側が慣れていないという点が大きい。

行政機関側からも補助金の予算が事務管理の問題や、書類の不備で毎年2割程度執行できないでいるという問題提起があった。

中小企業診断士や金融機関によるサポートでは、なぜそのような事が起こるかということ、中小企業診断士や金融機関は融資を目的として申請のサポートをしているため、補助金交付決定から精算までのトータルのサポートは期待できない。

補助金がカットされる可能性があることは企業のほうでは認知されておらず、精算の段階になって結果的に気がつくという場合が多い。

県でも補助事業者を対象にセミナー等を開催して情報を提供しているが、やはり細かな報告業務が企業側にとっては難しいと考えられる。

結 論

懇談会において、経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の企業支援に関して、現状は十分な支援がなされているとは言えず、その結果、補助金の交付額の減額などの措置が取られる場合もあり、行政側もその対応を苦慮している。

このような現状に対し、補助事業における事務処理と業務分野において、多くの共通点をもつ行政書士は、企業経営者に寄り添って事業計画を実現できる専門家であり、我々が支援することで補助事業が円滑に処理される一助になることを県議の方にご理解いただけたと考える。

今後は、さらに補助事業等の支援者として、行政書士が適任であるという事実と、その利活用を積極的に県の担当者や中小企業経営者に広めていくような活動に、ご協力をお願いした。

テーマ3 静岡県における人口減少対策の一案として《都市計画法の再考に関して…空き家再利用の検討等》

懇談の要旨

市街化調整区域内の中古住宅の活用を促進することが人口減少対策の一助になると考えるため、都市計画区域の見直し、都市計画法の見直しについて協議した。

回答・意見

①都市計画法の改正は法律であるため難しい。

- ②都市計画区域の見直しについては、実情に合わせて積極的に行っている市町もある。
- ③立地基準は県で制定しているため、県が基準の見直しをすることで市町もそれに追随して見直しをしていると考える。

結 論

静岡県の人口減少を食い止める対策として、空き家再利用は非常に有用であることは各議員とも理解をしていただいた。法律の改正は難しいが、県のレベルで何が出来るのか、今後も協議を重ねていきたい。

第 6 分科会報告書

日 時 平成27年 9 月18日(金) 午後 2 時00分～午後 4 時50分

場 所 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」

出席者 静岡県議会建設委員会

委 員 長 曳田 卓議員（沼津市）

副委員長 良知淳行議員（焼津市）、土屋源由議員（伊豆の国市）

委 員 宮沢正美議員（三島市）、杉山盛雄議員（沼津市）、江間治人 議員（磐田市）、
高田泰久 議員（清水町・長泉町）

静岡県行政書士会

座 長 平岡康弘副会長（西遠）

サ ブ 梅原勤一理事（志太）

書 記 小長井敬委員（掛川）

正副支部長 秋山ひとみ（志太）、河野洋昭（三島）、竹内恒孝（沼津）、原田重紀（清水）

報告事項

テーマ 1 建設業許可審査基準の改正による諸問題について

懇談の要旨

平成27年 4 月 1 日より改正建設業法が施行され、それに伴い静岡県でも建設業許可審査基準が改正された。法改正の主たるポイントは暴力団排除の強化・解体工事業の新設の 2 点でありましたが、許可審査基準の改正においてはそれ以外の部分についても要件が厳格化され、添付資料や裏付け資料が増加することとなりました。一例として、

①裏付け資料として『契約書』『注文書+注文請書』『請求書+通帳』（すべて原本を提示）などを必要年数分要求される

②役員・事業主本人・株主等について、書類への自署・実印の押印・印鑑証明書の写しの添付が求められるなどが挙げられます。

これらの改正により、新規許可を受けようとする事業者はもとより、既存許可業者においても大きな負担となり、建設業許可に必要な「経営業務の管理責任者」や「営業所の専任技術者」の交代ができず、廃業せざるを得ない事業者が現れております。

会社法では帳簿書類等の保存義務は10年と定められておりますが、実際には税務調査との関係から 7 年分のみを保存している事業者が非常に多い状態です。そのため、経験は有していても必要な書類を用意できず世代交代ができないという事態に陥っております。

役員等の自署・実印押印・印鑑証明書の写しの添付につきましても、様々な事情により自署や実印の押印が困難な場合もあり、また印鑑証明書の写しという非常に重要な個人情報を提供することに難色を示す事業者もあります。

建設業委員会において近隣都県の許可審査基準を調査したところ、裏付け資料については不要あるいは過去の届出書類で認める、役員等に関する書類についても記名・認印押印でよいとする自治体が非常に多く、静岡県の厳格さが際立つ結果となりました。

このままでは中小零細の許可業者が減少し、それによって下支えされている大手業者にも影響を及ぼし、ひいては県内の建設産業が衰退していくことが憂慮されます。

8月6日に県庁建設業班との意見交換会を持ちましたが、その場ではほとんどすべての要望が認められませんでした。意見交換会後に正式な回答をいただくこととなっておりますが、今日現在まだ回答は得られておりません。

県内建設業者を取り巻く環境は非常に厳しく、一刻も早く現状が改善されるよう、県議の皆様のご尽力を賜りますようお願いしました。

回答や意見

建設業界の基盤強化は必須であり、下請・孫請業者が減少すればいわゆるゼネコンにも波及し、建設業界は成り立たなくなる。法律は全国共通であるのに、自治体によってこれだけ差が生じるのはなぜか。「業界全体をどうするか？」という視点に立った方策が求められる。

いたずらに基準を厳格化するのではなく、建設業界の発展のためにどのような施策が必要なのか、社会通念上妥当と認められる範囲で、法的根拠に基づいた基準の策定が求められる。これまでの基準を翻す傾向にあるというのが、その当時の県の担当者が事業者の状況を鑑みて下した判断ではないか。事業者を守るという視点は不可欠である。やはり県民目線、事業者目線にたった施策が必要である。

食品衛生業界も行政判断に委ねられている部分が多いが、他県との協力により基準が改正されたことがある。他県の議員・職員・行政書士会と協力してみてはいかがか。また、建設業団体も今回の改正により影響を受けていることが想定されるため、業界団体と手を組んで交渉に当たるのも一案ではないか。

県からも話は聞いているが、我々としても個別に状況を聞くのではなく、3者（県議・行政書士会・県）が揃っている場でそれぞれの意見を交わしたい。意見交換会は今後も継続していくとのことであるが、是非我々もその場に参加したい。

この場では詳細な部分については検討できないため、県議と行政書士会とで勉強会を開催し、相互に問題点や現状の理解を深めていきたい。

結 論

建設業界を取り巻く状況を十分に理解・把握した上で、関係各所と協力し事業者保護・業界発展という視点から県への提言を行っていくことが肝要であると考えます。今般、許可業者しか公共工事の現場に入れないという方向に変わりつつあることを鑑みますと、許可の取得・継続は事業者にとって死活問題であると言えます。そのために県議との合同勉強会などを通じて、認識を共有していく必要があると思われます。

テーマ2 経営事項審査申請における審査基準の統一について

懇談の要旨

経営事項審査においても骨格部分は国交省が制定し、詳細な基準は各自治体が定めることとされていますが、その審査基準がまちまちであるため、同規模の事業者であっても、経営事項審査を受ける自治体により最終評価値に差が出る結果となっております。特に県境の市町においては他県業者との競争となることが多く、県内業者にとって不利な結果となることもあり得る現状です。

技術者の常勤性判断における賃金月額や、社会保険加入の判断基準などは東海4県でもその基準が異なっており、例えば、他県では社会保険の加入は「事業所ごと」の確認とされているのに対し、静岡県では「各技術職員」の加入を要求されております。3保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）すべて未加入の場合、W1（労働福祉の状況）の点数が120点の減点となります。これでは他県業者と勝負することが不可能な結果となってしまいます。

上記のような現状を踏まえ、せめて東海4県においては審査基準を統一し、共通の土俵で競争ができる環境となるよう、お力添えをお願いしました。

回答や意見

社会保険未加入問題について「未加入業者は悪い業者」という表現を耳にしたことがある。確かに社会保険への加入は大事なことであるが、零細業者も許可を継続できるような方策を考案する必要がある。

各自治体の思惑もあり、審査基準の統一は難しい問題かもしれないが、今後の他県県議との協議会などで提案することも検討してみたい。

結 論

静岡県の経営事項審査における諸問題を県議の皆様に申し上げ、県内業者の現状についてご理解いただきました。審査基準の統一にはかなりの労力を要すると思われますが、県内業者保護のために必須の事案であり、今後も県へ強く要求していくべきであると思われます。許可審査基準の問題とも共通しますが、許可業者や申請者に過度の負担を要求する部分については、県へ改善を要望していく必要があると考えます。

第 7 分科会報告書

日 時 平成27年 9 月18日(金) 午後 2 時00分～午後 4 時50分

場 所 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」

出席者 静岡県議会文教警察委員会

委 員 長 鈴木澄美議員（富士市）

副委員長 佐地茂人議員（静岡市駿河区）

委 員 中沢公彦議員（浜松市東区）、中谷多加二議員（浜松市天竜区）

小長井由雄議員（静岡市葵区）、岡本 護議員（浜松市中区）

静岡県行政書士会

座 長 日内地孝夫常任理事（西遠）

サ ブ 鈴木市代相談役（中遠）

書 記 田畑 浩理事（熱海）、村松貴史委員（中遠）

正副支部長 太田伊彦（富士）、平下守男（富士宮）、黒田 忍（静岡）、成瀬記言（西遠）

報告事項

テーマ 1 各市町の税務窓口における法人等の所在地証明書等の交付申請にかかる対応の違いについて

懇談の要旨

自動車保管場所証明申請において、「使用の本拠の位置」の所在証明書として法人等所在地証明書を添付することがあります。この申請は、その「使用の本拠の位置」（支店、営業所、出張所等）のある市町に申請して所在地証明書等を交付してもらうものですが、各市町によって委任状添付の要否に差があります。申請者の負担軽減を考え、各市町に斉一化ができないものか検討をお願いした。

回答や意見

O議員 委任状の可否は県警とは関係ないと思われるので各市町との交渉にて解決するべきではないか。

N議員 同意見

K議員 例えば市長会に話を持っていくのも一つの方法ではないか。

N議員 市長会に持っていきより 1 件ずつ解決していった方が良いと思われる。大きな市等は現在委任状なしでやっているのだからという話で、要望書を作成し持参するのがよいと思われる。小さな市町は所在地証明等の内容をよく理解していないのではないか。

結 論

要望書を作成し、各市町に対してよく説明をして簡素化（委任状等の省略化）をして頂くよう各支部にご協力を頂き理解を求めていくこととする。

テーマ 2 車庫証明受付窓口（警察署）での本人確認の指導、徹底について

懇談の要旨

昨今、市役所での各種申請については必ず来所者の本人確認なるものの提示を求められます。これにより請求資格者の排除をして個人情報保護を図るものと考えられます。しかしながら、自動車保管場所証明申

請を受付する各警察署の窓口ではそのような光景を目にすることはありません。そのため申請者本人や行政書士でない者（自動車販売業の方々）の申請が代行申請と称し、窓口を訪れ申請受領を繰り返しております。

行政書士法においても、このような行為は行政書士法違反となります。各警察署の窓口で本人確認を行うことにより違法行為の恐れのある業者等の窓口指導をお願いするとともに、改めて行政書士法遵守を徹底し、違法業者の申請受領拒否等違法行為の排除をお願いした。

回答や意見

N議員 営業マン等が直接申請している割合はどの程度あるのか。

T理事 営業マンが出向ける警察署は、本人申請以外ほとんどを営業マン本人が申請受領をしている。

N議員 車庫証明の根拠法と行政書士法とのリンクがないために、いつまでもこのような状態が繰り返されているのではないか。この懇談会でこの問題は3回目位になるのではないか。自動車販売業者自体が行政書士法違反であるという意識がないと思われる。

座 長 N議員の言う通り、車庫証明の根拠法と行政書士法の整合性が取れた形にならないと各窓口も変わらないと思われる。

O副支部長 この問題は車庫証明申請以外にも、すべての法律についても言えることである。

結 論

実態を正確に把握するために、県警に依頼して調査に入らせてもらうことも必要である。調査の結果によっては今回の要望書を県議会でも対応することも考えられる。

テーマ3 高等学校等への出前講座実施の拡大について

懇談の要旨

静岡県行政書士会では社会貢献事業の一環として高等学校等へ出向き、高校生に今後必要と思われる法律知識をわかりやすく出前授業として実施しています。今後も静岡県行政書士会では、この出前授業の活動を充実させ、高校生等に将来実生活において役に立つ知識を身につけていただき、健全な青少年育成のためと地域社会の発展のため貢献したいと考えています。つきましては、この活動を一層充実させるために県教育委員会や校長会などへの協力要請への支援をお願いしたい。

回答や意見

座 長 出前講座は平成26年度より県立伊東商業高校を皮切りに行ってきています。今年度は静岡産業大学などで行う予定であるが、是非議員の方々にも他にもこのような情報がありましたらご協力をお願いしたい。

K議員 平成28年度からは選挙権が満18歳に引き下げられるが、そのあたり をタイムリーな話題として捉えるとよいのではないか。

会 長 これから社会という、荒波の中に出ていく若者たちのために行っていくものであり、一つの社会貢献事業として行っていきたいと考えているので是非ご協力をお願いしたい。

座 長 私からも、是非ご協力をお願いしたい。

委員長 今後もいろいろな方面からPRをしていく事が大事である。

S議員 県教育委員会や校長会への再度のアプローチをしていく事が必要である。

結 論

議員の先生方も、県教育委員会や校長会に協力要請をして頂けるとの事だが、静岡県行政書士会としても県教育委員会や校長会に対して、出前講座の必要性を訴え今後もこの事業を継続していけるよう努力することとする。

— 平成27年度 行政書士試験の実施報告 —

試験実施日：平成27年11月 8 日 日曜日

試験会場：日本大学国際関係学部三島駅北校舎

行政書士試験が、今年も例年どおり11月の第二日曜日である8日に、日本大学国際関係学部三島駅北校舎にて、試験責任者である後藤副会長の下、107名の会員によるサポートを受けて実施されました。

静岡県行政書士会が、一般財団法人行政書士試験研究センターより平成12年度に行政書士試験事務の委託を受けてから今回で16回目になります。

試験実施に先立って、10月31日土曜日に試験会場で事前打ち合わせを行ったうえで本番に臨みました。

当日は、終日雨模様でしたが交通機関のダイヤの乱れや試験中のトラブルも発生せずに滞りなく行われ、無事に終了しました。

全国の試験者数は、減少傾向にありますが静岡会場での受験申込者数は1,385名、実際の受験者数は1,100名で前年に比べて微減でした。



試験当日の打ち合わせ風景



本部室



試験室に急ぐ受験生の皆さん



受験票再発行

尚、合格発表は平成28年 1 月27日の午前 9 時に公示される予定です。



試験室の様子



事務処理完了を告知する掲示板



ハブニング!!

コンプライアンスに関する研修会の実施について

会員各位

静岡県行政書士会会長 岸本敏和

日頃より、本会運営に際しご指導・ご協力を頂き誠に有難うございます。

さて、この度本会では、2月22日の行政書士記念日によせてコンプライアンスに関する研修会を実施いたします。本会の会員から法令違反等による“懲戒処分等の対象となる違反者は絶対に出さない”という想いからコンプライアンス順守の徹底に取り組んでまいりました。しかし、ここ1、2年は、会員に対する懲戒請求及び苦情申し立て等が増加の傾向にあります。

昨今の県民の権利意識の向上から、監督官庁並びに本会への懲戒請求及び苦情申し出は、年々増加の一端を辿っております。当該事案の中には、依頼者によかれと善意で行った行為が他土業法違反に問われるもの。意思疎通が十分でなく誤解を招いたものが多数含まれ、結果、刑事罰を受けて懲戒処分に至ったケースもあります。

また「戸籍謄本 住民票の写し等職務上請求書」の使用にあたっては、職務上不要な項目の請求や職務に該当しない請求なども見受けられ、これらは個人情報侵害することになり懲戒処分等の対象となります。

コンプライアンスに反する行為は、たとえ善意で行ったものでも、悪意がなく不注意で行ってしまったものであっても違反は違反として懲戒処分の対象となる可能性がありますし、依頼者であるお客様や第三者にご迷惑をお掛けすることになります。

当研修では、静岡県弁護士会から非弁委員会の鈴木紀子弁護士を講師としてお迎えし、「行政書士の業務・業際について守らなければならないこと」についてご説明いただきます。会員皆様のため、またお客様や第三者にご迷惑をお掛けすることにならないように、多くの会員の皆様に受講していただきたいと存じます。

尚、本研修を受講された会員には、“コンプライアンス研修修了証”を発行いたします。この研修終了証は、コンプライアンス遵守に真摯に取り組んで頂いている事務所の証として、発行させていただきます。事務所に掲示等していただくことにより、内外に向けてコンプライアンス遵守の事務所であることをアピールすることにより、法令順守等が確立している事務所運営を推進していただきたいと存じます。会員全員がコンプライアンス研修終了証を保持し、懲戒処分者等の発生しない静岡県行政書士会の構築を目指したいと考えます。また、将来的には必須研修とするべく検討を加えていく所存であります。

是非とも、この機会に多くの会員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

投稿

感動!! 『レ・ミゼラブル』

(静岡支部 森 奈穂子)

～またまたやってきました、静岡支部厚生部のお楽しみ企画～

今回は、芸術の秋にふさわしくミュージカル観劇です。なんと！あの帝国劇場で上演されている「レミゼ」が静岡市清水文化会館マリナートで見られる！しかも日本縦断ロングラン公演の千秋楽！という絶好の機会。昨年度から企画し（と言っても部長と前支部長がやってくれたんですけどね）、大川前支部長の「顔」と支部からの補助でかなりお得な価格でご案内、今回20名の会員及び御家族等にご参加いただきました。

原作は150年前にフランスの作家ヴィクトル・ユーゴーによって書かれ、日本では小説「ああ無情」として知られています。一本のパンを盗んだ罪で19年間も監獄に入れられていたジャン・ヴァルジャン、司教の愛に触れ正直な人間として生まれ変わり、愛をつないでいく物語。19世紀フランスの激動の時代が背景にあるスケールの大きい壮大な作品です。

ミュージカルとしては30年以上前に初上演され、世界中で6,500万人以上を動員、日本でも断続的に公演を続けています。そして今回は新演出版ということらしいのですが、初めて「レミゼ」の舞台を見る私には新しいも古いも分かりませんが、とにかく生の迫力が素晴らしい！！歌も素晴らしい！！生のオーケストラがいい！！舞台演出が素晴らしい！！

上演前は小さく見えていた舞台が、始まった途端、そこにひとつの大きな世界が作り出され、あっという

間に19世紀のフランスにいるような感覚に。鑑賞中はその迫力に圧倒され、歌声にうっとりしているばかりでしたが、キャストのみならず演出、セット、証明、衣装、振付、音楽、歌、すべてが融合してこの舞台を作り上げているのだと後から感じました。

私の勝手な感想ですが、見所No.1は前半のラスト「One Day More」力強く希望あふれる歌とV字行進。今思い出してもワクワクしてきます。No.2はテナルディエ夫妻の「宿屋の主人の歌」のシーン。時代背景もあり全体に暗い場面が多い中、愉快的な歌と踊りで雰囲気盛り上げてくれます。No.3はたくさんあって迷いますが、エポニーヌの「On My Own」でしょうか。マリウスを慕う献身的な愛の歌。他にも…ジャベールとの関係も興味深かったし、下水道の場面も見ごたえがあったし、「民衆の歌」も「夢やぶれて」も素晴らしかった…とにかく名曲、名シーン揃いなのです。

機会があれば、二度三度と繰り返し見たいと思う、そんなミュージカルでした。仕事と家事に追われる日常からちょっと離れて、贅沢なひと時を過ごすことが出来ました。ありがとうございました。明日からまた仕事がんばろう！

ミュージカル「レ・ミゼラブル」を来年以降鑑賞される場合は、予めストーリーが分かっていたほうがより楽しめると思いますので、映画や本で予習されることをお勧めします。



元（投下資本）をとる

（富士宮支部 保坂 昭秀）

最近、旅して気付くのは、どこのホテルでも、朝食は自分の好みを選べるバイキング方式である。朝は社員の人数不足などの省力化などが原因と推定されるが。

しかし、私はバイキング食事が苦手、何故なら時間的に混合うなかで自分の好みの食物を採り上げるため混雑する人波を押のけ、味の下見をするまもなく座席の確保、何やら大都市の満員電車の様相、トレイに乗せた味噌汁をこぼさない様、ソロソロ歩きで確保した自分の席へたどり着く。ならば遅く行けばいいと判断するが、めばしい残りは品数がすくない。忙しく立ち回る制服の上に白いエプロン姿の給仕係が客の食事後のテーブル片付け、ふと、昨日搭乗した航空機のにこやかに客対応している美人揃いのスチュワーデス、同じ系列会社のホテルのウェイトレス何と職業格差があるのが実感だった。

隣の席に花の娘時代を過ぎたおばさん四人組、食べ終ってコーヒーを飲みながらオシャベリに熱中の様子。それぞれのトレイにはかなりの汁椀、数枚の皿数。

「今度はパンにしようか?」「賛成」と言うコーラス。四人組は両手にクロワッサン、オレンジ・ジュース、無関心を装って観察しているとアッと言う間に食べ終わると「フルーツも」と離席した。次はケーキだろうな。私が食事終わり離席する時も、まだオシャベリと食べることに熱中。

ある会合、隣の人にこの話をした。「ハハハ、せち辛い世の中、モトを取る気でなけりゃ、リッチに過ごせないよ。しかし、あんたもよく観察したもんだネ」

モトをとるとは投下資本を回収できた事を指すが、私に負けない口の悪い人が先日、ある医療機関で「おたくの年齢はモトを十分とったから欲かかなくてもいいんじゃないですか、ジョークを言われた時はガックリきた」

私の知人の長男が学業成績抜群で旧帝大系の大学にストレート入学、そして卒業するや国家公務員上級職に合格、親が自慢を我慢しているのに親戚が吹聴して、何となく気恥ずかしい様子。

「息子さん、素晴らしいですね」

「エエ、同業者から鳶が鷹を生んだとか、本当にあんたの子かと、冷やかされているが、どうやら通産省の役人に、数年は現場研修で某県庁へ出向されるらしい」「羨ましい。うちの孫もそうなる事を願うのですが」「俺は親が貧乏で夜間高校しかでていないので、苦労して息子には精一杯の事をしてやったんですが、計算して見ると、小学校から大学までの学費は莫大、モトはとても取れない」

—— 忘年会 油断大敵 無礼講 ——

静岡県ゆかりの総理大臣がいた！ 石橋湛山の生涯

（静岡支部 佐藤 吉男）

（一）はじめに

平成二十七年十一月三十日(月)、富士市交流プラザで行われた身延山大学の講義を聴きに行った。講義の演目は「日蓮大聖の御遺文に聞く家族のきずな」。話の内容はよかったが、私が聞きたかったのは、「石橋湛山は本当に静岡市池田の本覚寺にいたことがあるか」

ということ。講義前に管主や講師に聞いても「よくわからない。池田の本覚寺で聞いたほうがよい」とあまり関心を持っていなかったようだった。期待は裏切られたが、四時まで講義に聞き入った。外へ出ると、夕焼けの富士山がことのほかきれいだった。

ところで、総理大臣は山口県出身者がなぜか多い。

山口県は長州。鹿児島県の薩摩とともに明治維新の官軍の出身者が多く出た所だ。明治政府は薩長政府とも言われ、最初の総理大臣は伊藤博文であった。しかし、静岡県ゆかりの総理大臣といえば、かつて静中で学んだ中曽根康弘がいるが、残念ながら彼は群馬県出身である。だが、総理大臣にはほとんどゆかりがない静岡県に、東京都出身ながら、わずか半年間、総理大臣を務めた男がいる。それが石橋湛山である。

（二）湛山の出自

明治十七年（1884）九月二十五日、湛山は東京市麻生区芝二本榎で生まれた。幼名は省三。父は杉田湛誓。母はきん。母方の姓石橋を継いで石橋姓を名乗る。明治十八年（1885）三月、父が山梨県青柳の昌福寺の住職に就任したため母とともに甲府市稲門に移る。

父は湛誓派日布と改名。明治二十七年（1894）四月、湛山は、父が本覚寺の住職になったので、山梨県中巨摩郡・長遠寺の住職・望月日謙に預けられる。父はわが子を他人に預けて、自立心を早くもつように仕向けたという。明治二十八年（1895）四月、望月日謙により得度。日謙も省三少年を厳しくしつけた。明治三十五年（1902）三月、省三少年は湛山と改名した。県立第一中学では体操が苦手で、二度落第したというエピソードがある。中学五年のとき、新しく赴任してきた大島正健の訓示に大いに発奮する。大島は札幌農学校のクラーク博士の第一回門下生で、湛山も間接的にクラーク博士の影響を受けた。

湛山は、第一高等学校を受験したが、二度失敗して、明治三十六年（1903）九月、早稲田大学高等予科へ入学。明治三十七年（1904）早稲田大学文学部哲学科へ入学。田中王道に巡り合って思想的な影響を受ける。王道はシカゴ大学で実用主義を学んだ学者だった。湛山の個人主義と自由主義は王道から植え付けられたものといわれている。湛山は文学科を首席で卒業し、明治四十年（1907）七月、特待研究生として宗教研究科へ入学した。

明治四十一年（1908）十二月、島村抱月の世話で東京毎日新聞社・社会部へ入社するも、翌年（1909）八月、内紛により退社したが。最初の仕事は大隈重信へのインタビューだけだった。同年七月、徴兵検査を受け甲種合格。十二月、歩兵第三連隊に一年志願兵として入営。明治四十三年（1910）、十一月、軍曹で除隊。明治四十四年（1911）一月、田中穂積の紹介で、町田忠治が創刊した東洋経済新聞社へ入社。明治四十五年

（1912）十月、東洋経済新報の記者となる。そして、東洋経済新報の姉妹紙「東洋時論」が、湛山の一生を決める端緒となった。翌月、岩井うめと結婚。同年十二月、憲改作振会に参加。しかし、東洋時論は植松、三浦主幹が相次ぎ亡くなり、廃刊となった。この頃、湛山は経済のケの字も知らなかったために、独学で必死に勉強したという。大正二年（1913）一月、陸軍歩兵少尉に任官し、同月八月、長男・湛一が誕生した。

（三）第一次世界大戦と湛山

大正三年（1914）、第一次世界大戦が勃発。五月、自由思想講演会に参画。社説「青島は断じて領有すべからず」を書いて、参戦論に反対した。また、新平価金解禁を主張し、経済通になったことが、後に石橋内閣発足の原因となったといわれている。この頃から、湛山は無類の酒好きで、そして大変な読書家であった。大正四年（1915）、東洋経済新報社の合名社員となる。社説「断固として自由主義の政策を執る可し」「第二の露独なかれ」「先ず功利主義者たれ」を書いて、明治神宮の建設、挙国一致論、軍事的領土拡張論、さらに大隈内閣が袁世凱に対支二十一ヶ条を突きつけたことに反対した。大正六年（1917）六月、早稲田大学騒動では、天野学長側で奔走。大正七年（1918）三月、次男・和彦誕生。大正八年（1919）三月一日に行われた万人合法デモの副指揮者となった、そして、国民権論に依拠して、普通選挙期成同盟会に参画。同年十月、米穀専売研究会に参画。社説「鮮人暴動に対する理解」「袋叩きの日本」「禍根を蔵せる講和条約」を書く。翌年（1920）、社説「陸軍国家を危うくす」「日米衝突の危機」「民心に希望を与えよ」を書く。

（四）ワシントン体制・デモクラシー・デフレ論争と湛山

大正十年（1921）七月、太平洋問題研究会の幹事となる。同年九月、軍備縮小同志会に参画。同年十一月、東洋経済新報社が株式会社となり、取締役就任。社説「大日本主義の幻想」「海軍七割主張無根拠」「原首相の横死について」を書く。大正十一年（1922）十一月、金融制度研究会に参画。社説「死も亦社会奉仕」大正十二年（1923）九月、関東大震災があり、鎌倉臨時復興委員会委員を委嘱される。社説「外交立て直しの根本観念」「この経験を科学科せよ」を書く。大正十三年（1924）一月、湘南倶楽部に参画。同年十一月、横浜高等工業高校の経済学講師を委嘱される。社説

「米国は不遜日本は卑屈」を書く。

同年（1924）九月、鎌倉町議会議員に当選。同年十二月、東洋経済新報社主幹となり、新平価金解禁を主張。社説「円貨の崩落とその対策、正貨無制限払い下げを断行せよ」を書く。大正十四年（1925）、東洋経済新報社の代表取締役・専務取締役に就任。社説「治安維持法は国家を危うくす」「民衆政治家の出現を待つ」を書く。昭和三年（1928）八月、鎌倉町町会議員を辞任。社説「いかにして自主独立の精神を作興するか」「駄々っ子支那」「対支強硬外交とは何一危険な満蒙独立論」、時評「総選挙の題目」、地方行政へ「現今の我国の不景気と新産業革命の必要」を書く。昭和五年（1930）十二月、父・日布が沼津市で没す。社説「統帥権の要承は議会制度の否認」を書く。

（五）満州事変・日中戦争・太平洋戦争と湛山

昭和六年（1931）三月、大川周明らの桜会による「三月事件」が未遂の終わる。同年六月、経済倶楽部の常任委員となる。社説「近来の世相ただ事ならず」「内閣の欲せざる事変の拡大、政府の責任頗る重大」「満蒙問題解決の根本方針如何」「出征兵士の待遇」を書く。同年九月十八日、満州事変勃発。同年十月十一日、十月事件が発生。翌七年、血盟団による射殺事件が発生。これらの事件の背景には、浜口内閣の金輸出解禁政策による深刻な不況にあった。そこで、犬養内閣の蔵相・高橋是清が金輸出を再禁止した。湛山らの主張が功を奏したのである。これによって、経済評論家としての湛山の名声が一挙に高まった。昭和十年（1935）九月、湛山は、内閣調査局委員に任命される。社説「昭和十一年度予算の編成、軍部と大蔵との思想の対立」「真崎教育総監の辞職、尋常ならざる陸軍部内の事態」を書く。昭和十一年（1936）二月二十六日、二・二六事件が発生。これ以来、報道機関は致命的な打撃を受け、湛山も撤兵の将校たちに脅しを受けている。同年九月、湛山は、商工省の重要産業統制運用委員に任命される。社説「不祥事件と言論機関の任務」「不謹慎なる外交論を排す」「日英両国提携の必要」を書いたが、社論は全面削除の憂き目にあっている。昭和十二年（1937）七月、企画庁参与に任命される。社説「内閣総辞職の態度、軍部政党化の危険を反省せよ」「支那は戦争を欲するか」昭和十三年（1938）四月、商工省の中央物価委員会に任命される。同年五月、企画院より企画委員に任命。財界概観に「我国戦を好まず」、社論「宣言せられたる我国対支政策の二代原則」

「政府は重ねて対支政策を具体的に声明すべし」を書く。昭和十四年（1939）一月、商工省より商工省専門委員に任命。同年二月、評論家協会会計監督に選任。同年七月、商工省より中央産業調査会委員に任命。社論「近衛内閣の辞職とわが国政治の将来」「独逸の背反は何を訓えるか、この神意を覚らずんば天譴必ず至らん」、社説「日米通商条約の破棄」を書く。昭和十五年（1940）四月二十九日、湛山らは朝鮮満州に視察旅行。商工省より価格形成中央委員会委員に任命。同年十一月、東洋経済研究所を設立、翌年二月、同社社長となる。同年十二月八日未明、真珠湾の奇襲により太平洋戦争が勃発。社論「所謂軍人の政治干与、責は政治家の無能にある」、「新政治体制は何処に行く、政治の貧困豈制度の罪ならん」、社説「日独伊同盟の成立と我が国官民の覚悟」を書く。この頃の論説は、戦前の言論統制と闘う緊張感の中にあった。シベリヤ出兵を批判した論文は掲載禁止となった。

昭和十八年（1943）三月、内閣から有価証券取引委員会委員に任命。同年六月、金融学会の常任理事に就任。昭和十九年（1944）一月二十二日、伊勢神宮を参拝。同年二月一日、次男・和彦がクエゼリン島で、戦死。この頃、東条首相の東洋経済をつぶせという指令が出たという。同年七月、東条内閣は総辞職して小磯内閣が誕生。蔵相は石渡莊太郎。同年八月、湛山は大蔵省より貯蓄制度運営委員会委員を委嘱された。同年十月、大蔵省の戦時経済調査室の委員となる。会合は翌二十年四月まで二十回開かれた。湛山はこの席で小日本主義を提唱。社論「東条内閣辞職の理由、後継内閣の熟慮を切望す」を書く。同年八月十五日、日本は無条件降伏し、ここに終戦を迎えた。

（六）戦後の湛山

昭和二十年（1945）三月、空襲で芝の居宅を失い、秋田県横手町に疎開。同年五月七日、内閣より資金吸収特別方策委員会委員を委嘱。十五日、戦時物価審議会委員を委嘱。同年六月十六日、大蔵省行政委員を嘱託。同年六月二十五日、大蔵省より戦時財政参画委員を嘱託。同年八月十五日、終戦。二十八日、大蔵省より戦後通貨対策委員会委員を委嘱。同年十一月、鳩山一郎の顧問に就任。同年十二月、大蔵省より金融制度調査会委員を委嘱。社論「竹槍戦争感の否定、「ベルリン最後の光景」「対ソ交渉の顛末」「更正日本の門出、前途は実に洋々たり」「靖国神社廃止の儀」「近衛文麿公に与う」

昭和二十一年（1946）二月五日、内閣より、中央経済再建委員会委員を委嘱。同年二月六日、大蔵省・外務省より閉鎖機関保管委員会委員を嘱託。同年二月八日、内閣より中央企業経理調査委員会委員を委嘱。同年四月、東京第二区より第二十二回衆議院議員選挙に立候補したが落選。同年五月、第一次吉田内閣の大蔵大臣となったが、GHQにより理不尽なる公職追放。その後約五年間、湛山は要職を離れることになる。片山内閣がその後を引き継いだ。湛山は、東洋経済新報社代表取締役を辞任。社論「憲法改正草案を評す、勝れたる其の特色と欠点」を書く。

昭和二十二年（1947）一月、経済安定本部総務長官、物価庁長官を兼任。三月、第二十三回衆議院議員選挙で静岡県第二区より立候補して当選。社会党から誘われたが、自由党から出馬。湛山は自由のため闘う保守であった。同年、五月、大蔵大臣を辞任。同年十一月、自由思想協会を設立。「私の公職追放に対する見解」を書く。昭和二十四年（1949）十月、自由思想協会の事務所を閉鎖。昭和二十六年（1951）七月、政令諮問委員会委員を委嘱。同年十一月、東洋経済新報社の相談役に就任。同年九月、自由党から除名処分。同年十二月、立正大学学長に就任。自由党に復党。昭和二十八年（1953）三月、鳩山派自由党に入党。同年四月、第二十六回衆議院議員選挙で静岡県第二区から当選。同年十一月、自由党と鳩山派自由党の合併に伴い自由党に復党。昭和二十九年（1954）十一月、日本民主党の最高委員に選任。同年十二月、第一次鳩山内閣の通産大臣を務める。

昭和三十年（1955）二月、第二十七回衆議院議員選挙で静岡県第二区より当選。同年三月、第二次鳩山内閣の通産大臣に留任。同年十一月、第三次鳩山内閣の通産大臣に留任。

（七）石橋内閣の誕生とその後

昭和三十一年（1956）十二月十四日、自由民主党大会で、総裁に就任。二十日、第三次鳩山内閣の総辞職に伴い、首班に指名され、石橋内閣が成立。石橋湛山は総理大臣となる。しかし、翌年一月、老人性急性肺炎で倒れ、三月、総理大臣臨時代理に外務大臣・岸信介を指名。回復のメドがたたず、同年二月二十三日、石橋内閣は総辞職し、湛山は総理大臣を辞任。湛山の引き際の良さは、今でも絶賛されているところである。二十七日、聖路加病院へ入院。

昭和三十三年五月、健康を回復して、第二十八回衆

議院議員選挙で静岡県第二区より当選。昭和三十四年（1959）九月、中国を訪問し石橋・周共同声明を発表。

昭和三十五年（1960）五月・六月、岸首相の退陣を要求。九月、日ソ協会会長に就任。同年十一月、第二十九回衆議院議員総選挙で静岡県第二区より当選。昭和三十六年（1961）、日中ソ平和同盟案を発表。昭和三十八年（1963）、日本工業展覧会総裁として訪中。同年十一月、第三十回衆議院議員選挙で落選。昭和三十九年（1964）五月、日本国際貿易促進協会総裁に就任。同年九月、ソ連を訪問。昭和四十三年（1968）、立正大学学長を辞任。名誉学長となる。昭和四十五年（1970）、肺炎のため聖路加病院へ入院。

昭和四十六年（1971）八月九日、妻・うめ死去。昭和四十七年（1972）、東京中落合で静養。同年九月、田中首相は訪中するに当たって、湛山に挨拶したという。昭和四十八年（1973）四月二十五日、湛山は、田中首相に会って念願かなったことを確認し、八十八歳の生涯を閉じた。

（八）湛山の思想－自由主義と愛国主義

湛山はジャーナリスト、思想家として筋金入りの自由主義者であった。

自由主義思想の根幹は自助にある。個人が絶対であり、平等であるという価値を大事にする。その意味で「天は人の上に人を作らず、人に下に人を作らず」という福沢諭吉の平等主義に通じていて、福沢諭吉の思想が教育を通じて実践的であることに敬意を表している。

次に湛山は愛国主義者であった。愛国主義は自由のために闘う保守でもある。

また湛山は天下国家を論ずるジャーナリストであった。天下国家について書くということは、権力を監視すること。そのため湛山の仕事は、新聞の社説と社論を書くことだった。社説や社論によって、当時の理念と政策と政治と経済を批評した。ただヒトラーとナチス賛歌は、やや勇み足だった。というより、それは、当時の言論統制をうけたやむをえないものであった。それでも、湛山は、戦時下の言論統制化にあって、反骨の魂を売らないリベラリストであった。また、湛山は、札幌農学校のクラーク博士を敬愛した。クラーク博士は、湛山が通った山梨県第一中学校の校長だった大島正健の先生であった。クラーク博士に真の教育者の姿を見ていたのだ。

さらに湛山は、金融と財政に関して、「体系なき体

系」に甘んじた市井の研究者でもあった。実務家を招いて、太平洋問題研究会、金融制度研究会、経済倶楽部などを創設した。

終わりに湛山は、東洋経済新報社の経営者であり、東洋経済新聞の企画者でもあった。

（九）湛山と日蓮宗

かくも長く湛山の生涯を書いてきたが、湛山が日蓮宗徒であったことを説く論者は少ない。ましてや、湛山が静岡市池田の本覚寺で過ごしていたことを語る人は少ない。本覚寺には湛山が勉強していた吊部屋があるというのに、、、、もちろん湛山は宗教家ではない。

歴史的にみても、日蓮宗徒には斎藤道三や織田信長、お萬の方こと養珠院、さらに近くでは石原莞爾、そして博愛主義の宮沢賢治がいる。したがって、湛山の思想が日蓮宗の平等主義にも通じていてもおかしくはない。日蓮は、空海が用いた差別用語の「栴陀羅」という言葉をあえて避けているのだ。日蓮は佐渡御書に

「日蓮今生には貧窮下賤の者と生まれ、一が家へより出たり」と言う。私は、湛山のいう自由主義は、自由平等主義だと思う。個人を重んじる自由は、とかく競争を伴い、成功者と敗残者との間に格差を生みやすい。そこで必要なのが共同体の博愛主義の視点。敗残者や弱者に対する思いやりが必要だ。これがなくなった利己主義は、もはや人間というに値しない。節操のない自由はやがて戦争に行き着く。戦地の兵士は、人を殺すことを強制され、他を顧みない。他を顧みれば、それは自分の死を意味する。ビルマのインパール作戦では、生きるために人肉を食らったとも聞く。だから、人間が人間らしく生きるためには、平和でなければならない。

私は湛山のいう自由主義は、誤解を生みやすいので、平和を希求した自由平等主義だと言い換えたい。そして、静岡県ゆかりの総理大臣であることを顕彰したい。

おわり

愛知県名古屋市の歴史を感じる旅

（沼津支部 森光 智一）

沼津支部の恒例の日帰り研修旅行は、愛知県名古屋市の歴史を感じる旅となりました。世間では3連休の真ん中にあたる11月22日の早朝6時20分に沼津駅に集合し総勢26名で貸切バスで愛知県名古屋市を目指します。

今回の目的地は熱田神宮・あつた蓬莱軒・トヨタ産業技術記念館・名古屋城の四か所になります。上記の目的地は歴史の年代は違いますが神話の時代から近代までの幅広い歴史があり、視覚と味覚で名古屋の地の歴史を感じることが研修旅行の目的となります。

目的地までは第2東名高速道路で向かいます。高速道路上で事故渋滞に巻き込まれますが、いつもより早めの集合時間だった事が功を奏したのか予定の時間と大きく乖離することなく無事に一つ目の目的地の熱田神宮に到着しました。

熱田神宮の鳥居を潜ると境内の参道は木のトンネルのようになっていて、とても都会の真ん中にいるとは思



えない程、自然が多く神秘的な空間の中を歩きました。途中、丸々と太った鶏が3m位の高さの木の上で3羽仲良く留まっている姿が見ながら（神鶏でしょうか？）ニワトリってこんな高さまで飛べるんだねぇ〜と話しながら本宮にむかいます。

本宮周辺は七五三詣の時期であり人が多い為、落ち



着いてお参りは出来ませんでしたが、本宮は神社の歴史を感じる事が出来る神聖な雰囲気を感じることができました。

参拝後は宝物館に移動し見学します。

宝物館では刀剣展が開催中でした。熱田神宮は焼津の地名の起源と言われている、草薙の剣を祀っている事で有名ですが当然、見る事ができませんので伝説の剣は諦めて現実の刀を見学します。刀は、その昔は人を切る目的で作られた武器ではありますが、一つの芸術品として見た場合は、形・輝きを見ると鉄の塊から作られたとは思えない程、芸術性の高さと刀匠による洗練された技術力の高さを感じられました。

次の目的地は、今回も旅行のメインイベントと言っても差し支えない「ひつまぶし」で有名な「あつた蓬萊軒 本店」へバスで移動します。

お店が熱田神宮から近く、徒歩で移動しても良い距離でしたので5分も掛からずに到着です。

当該店は明治6年創業で「ひつまぶし」は「あつた蓬萊軒」の登録商標になっているようです。私も含め支部会員のほとんどの方は朝食を食べずに朝から行動していますので、皆さんもお店の前でウナギの焼くニオイに胃袋を刺激されて入店です。

竹内副支部長の乾杯の挨拶後に会席がスタートします。支部の皆さんは、それぞれのテーブルでお酒を飲みながら親交を深めていきました。

川口支部長から行きの車中で由来と食べ方の説明があり、「ひつまぶし」とは「大きなおひつで鰻とご飯をまぜる（まぶす）のが名前の由来であり、またお茶漬けにして試してみたら好評で今日に至った、また食べ方は、おひつに入ったご飯を四等分して一膳目はそ

のまま鰻の味を楽しむ、二膳目は薬味を加えて食べる、三膳目はお茶漬けにして食べる、最後は三つの食べ方で自分の気に入った食べ方で食べる」
以上が食べ方だと教えて頂き、皆さん実践しますが、ここで落とし穴があります。



注文した料理は会席料理ですので、当たり前ですが1品ずつ料理が運ばれてきます。今回、私奴は支部より記者を仰せつかっていますので記者魂を見せて料理が出揃って写真を撮影するまで腹の虫を押さえつけてオアズケ状態になり、他の会員から遅れる事40分後に撮影終了させてから実食しましたが私が食べ始めた頃には、支部の会員方たちは料理の品数が多く、また一品ずつ食べている間に満腹になってしまい目的の「ひつまぶし」に辿り着く前にお腹が一杯になってしまった方が多かったみたいで3種類食べ切れずにギブアップされた方が…

私は貧乏性なので食溜めを実行する為にギブアップされた方の分まで「ひつまぶし」を頂きました（後で後悔しますが）ので3種類の味を2回味わう事ができました。2回食べた結果、やはりお茶漬け用の汁が風味の良いだし汁であり、お茶漬けが美味かったのですが、多くの水分をとることによって、一気に満腹になり気づいた時にはお腹いっぱい苦しみという残念な結果に…

ひつまぶしは3種類の食べ方で、ひつまぶしの歴史そのものを食べる事によって、その歴史を感じることができる貴重な食べ物だと思います。

お腹がいっぱいとなった後は、行って良かった工場見学ランキング1位になった「トヨタ産業記念館」に向かいます。

トヨタ始まりの地と言われる旧豊田紡織の工場を活用した建物で、趣のある赤レンガの外観とは対照的な



館内は近代的なエントランスロビーになっています。エントランスロビーには明治39年に発明された環状織機があり、この大きな機械の前で支部会員全員そろって記念撮影してから各々館内を見て回りました。

展示場は、「繊維機械館」と「自動車館」の二つに分かれています。

前半は、繊維機械館で糸を紡ぐ・織るなど手動の原始的な道具から現代の全自動で動く繊維機械が展示されており、実際に初期の機械から現代の機械まで実演を交えながら説明があり、技術の進歩の経過を見ることができます。

後半の自動車館は自転車にエンジンをつけようと試みる所から始まり、自動車・プラグインハイブリットにまでなっていく軌跡がわかる展示内容になっており圧巻のスケールです。

現在では、トヨタと言えば自動車ですが原点は自動織機であること、また自動織機で成功した資金を投資して自動車を作る為に技術者が苦勞した歴史を窺える事が出来ます。また繊維産業及び機械産業の歴史を知るのには解り易く展示してあるので子供に人気がある事も頷けます。

続いて、本日の旅行の最後の目的地は日本三名城に数えられる名古屋城です。

名古屋城はバスの運転手さんの一日の運行時間制限の都合上、見学時間が短かったため、天守閣に登って見学するグループと「城とは外から見ものだ」と言い、外から写真撮影をメインとするグループに別れて各自、自由に名古屋城をみて回りました。

やはり皆さん口を揃えて、石垣の石を見ながら「機械が無いのに良く積んだね」と江戸時代の石工の技術

に感心していました。

見学終了後はバスに戻り、沼津を目指します。帰りのバスの車内では、テレビで「永遠のゼロ」が流していましたが皆さん酔いと早起きのためか、お疲れの様子で顔を閉じている方が多かった様で車内は静かでした。

長泉・沼津インターチェンジを降りてから、グルメ街道沿いの串屋さんで夕食を皆さんで食べますが、バスの移動が多くカロリーを消費する時間も少ないため昼食の「ひつまぶし」がお腹に残っているようで、箸が重かった様に見受けられました。かくいう私も昼食時に欲張った事を後悔しながら食べました。30代のガタイの良い私がこの有様だと他の方はそれ以上に変化かと思えます。やはり沼津支部の研修旅行は例年、食い倒れの要素が強いので1日で確実に体重の増加を覚悟する必要があります。

夕食の宴会も終わりましたので、沼津駅に21時過ぎに到着し解散となりました。

今回の旅行は様々な時代の歴史ある建物・食べ物・工業製品に触れる機会になりました。

題名のとおり名古屋の歴史を感じる事が出来たと思います。特に若手の会員は自ら進んで、このような歴史的なものに触れる機会は多くないと思いますので、この貴重な体験を各個人が自分の中に吸収し自分の引き出しの一つとなると良いと思います。

参加者の皆様お疲れ様でした。川口支部長・執行部の皆様方、貴重な体験をありがとうございました。



掲 示 板



平成27年10月15日(木)に行政書士会館 3 階会議室にて会計について中間監査を肅々に行いました。

◀監査役に前期の報告をする岸本会長

請願の採択

沼津支部担当の官庁訪問の際に駿東郡清水町議会に提言した、「行政書士法違反書類の清水町各機関への提出排除に関する請願」が平成27年11月12月17日に駿東郡清水町議会に於いて採択されました。

特定行政書士誕生

平成26年 6 月に公布された「行政書士法の一部を改正する法律」により、日本行政書士会連合会が平成27年 7 月から実施した法定研修を修了した行政書士（全国2,428名、静岡会61名）が特定行政書士として誕生しました。

特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申し立ての手続きについて代理し、及びその手続きについて官公署に提出する書類を作成する事ができ、許認可等申請から不服申し立ての手続きまでを一貫して取り扱う事ができます。

12月 1 日池ノ谷さんが採用され、入局されました。紹介いたします。



氏 名：池ノ谷 麻衣

採用日：平成27年12月 1 日

趣 味：旅行 プラティス

一 言：まだまだ未熟な点があるかと思いますが、会員の皆さまのお役に立てるよう、一日も早く業務を覚えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局職員望月麻由さんが 3 年間の交際を实らせ平成27年12月結婚しました。

渡邊麻由さんになりました。おめでとうございます。



会 員 の 動 静 新入会員



だい ちょう まさ し
大 長 正 司

静岡支部
平成27年10月2日入会
アイクス行政書士法人
静岡市駿河区池田3875番地の
92

〒 422-8005
TEL 054-298-7070
FAX 054-298-6070

〈コメント〉

信条は、感謝の気持ちを忘れないことです。ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。



ふ せ なが よし
布 施 永 善

静岡支部
平成27年10月2日入会
アイクス行政書士法人
静岡市駿河区池田3875番地の
92

〒 422-8005
TEL 054-298-7070
FAX 054-298-6070

〈コメント〉

至らない点も多いと思いますが、諸先輩方のご指導をいただければと思いますのでお願いします。



ふじ まき やす ひろ
藤 牧 康 宏

清水支部
平成27年10月2日入会
行政書士藤巻康広事務所
静岡市清水区草薙三丁目28番
地1号 ラプラス壱番館101

〒 424-0886
TEL 050-3707-1716

〈コメント〉

多年に亘る会社勤務経験を活かして、お客様が気軽に相談できる行政書士を目指します。



さい とう ひで かず
斉 藤 英 和

清水支部
平成27年10月2日入会
行政書士斉藤英和事務所
静岡市清水区有東坂18番23号

〒 424-0873
TEL 054-388-9695
FAX 054-388-9695

〈コメント〉

常に誠実かつ円滑に業務の遂行にあたる事を信条とします。



おお た ひろ え
太 田 洋 江

西遠支部
平成27年10月2日入会
行政書士平岡康広事務所
静岡県浜松市西区篠原町
22478番地

〒 431-0201
TEL 053-449-2310
FAX 053-449-2318



ひら い まさ き
平 井 理 喜

西遠支部
平成27年11月1日入会
FreeStyle行政書士事務所
浜松市浜北区中条683番地の1

〒 434-0043
TEL 053-570-5030
FAX 053-570-5030

〈コメント〉

若輩者の私ですが、精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。



あか ほり こう じ
赤 堀 港 治

掛川支部
平成27年11月1日入会
アサヒ行政書士事務所
掛川市旭ヶ丘1丁目4番地の2

〒 436-0062
TEL 0537-21-4611
FAX 0537-21-4611

〈コメント〉

静岡県行政書士会入会に当たり、身の引き締まる思いです。御指導、御鞭撻の程よろしくお願いします。



おお た まさ とし
太 田 正 利

西遠支部
平成27年11月1日入会
太田正利行政書士事務所
浜松市天竜区二俣町
鹿島79番地の1

〒 431-3313
TEL 053-925-8411
FAX 053-925-8411

〈コメント〉

行政書士登録間もなく、法規出版業者から先生と呼ばれました。些か抵抗を感じました。



かつ また ひろし
勝 又 洋

御殿場支部
平成27年11月1日入会
行政書士勝又事務所
駿東郡小山町須走89番地24

〒 410-1431
TEL 0550-75-2672
FAX 0550-75-2672

〈コメント〉

常に学ぶ姿勢を大切に、地域社会に貢献できるように日々努力します。よろしくお願いいたします。



かわ むら かおる
河 村 薫

中遠支部
平成27年11月15日入会
行政書士タイム法務事務所
磐田市見付153番地32

〒 438-0086
TEL 0538-74-3334
FAX 0538-74-3335

〈コメント〉

法は異なる価値観の人と共に生きる為の知恵。人と人をつなぐ仕事ができたら嬉しく思います。



いの せ こう すけ
伊野瀬 弘 祐

西遠支部
平成27年11月15日入会
行政書士伊野瀬事務所
浜松市南区参野町170番地の1

〒 430-0816
TEL 053-463-7003
FAX 053-463-7040

〈コメント〉

ご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



すず き けい た
鈴 木 啓 太

清水支部
平成27年12月1日入会
行政書士望月敬介事務所
静岡市清水区堂林一丁目2番
9号

〒 424-0851
TEL 054-368-5598
FAX 054-352-6777

〈コメント〉

若輩ですが、多くの方の一助となるよう誠心誠意尽くして参りますので、宜しく願い致します。

法人成り

登記年月日	H27.11.13	支 部	静岡
主たる事務所の名称	アイクス行政書士法人	フリガナ	アイクスギョウセイシヨシホウジン
〒	422-8005	所在地	静岡市駿河区池田3875番地の92
T E L	054-298-7070	F A X	054-298-6070
代表社員	大長 正司	社員	布施 永善

届出事項の変更

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変更年月日
神 尾 睦	富 士	住 所 富士市石坂83番地の1 307号 T E L 0545-38-9010 F A X 0545-22-0490	H27.8.18
竜 野 輝 夫	沼 津	住 所 沼津市大岡2240番地の16 (株)東日内	H27.7.1
福 井 勇	静 岡	支 部 清水支部 (静岡支部から) 郵便番号 424-0056 住 所 静岡市清水区半左衛門新田44番地の1 グランド清水806号 T E L 054-368-5666 F A X 054-368-5664	H27.7.31
望 月 洋 樹	志 太	支 部 静岡支部 (志太支部から) 名 称 WILLしずおか行政書士法人 郵便番号 420-0803 住 所 静岡市葵区千代田六丁目30番22号 静和ビル2階 T E L 054-297-5151 F A X 054-297-5152	H27.9.1
長谷川 泰 子	静 岡	名 称 WILLしずおか行政書士法人 郵便番号 420-0803 住 所 静岡市葵区千代田六丁目30番22号 静和ビル2階 T E L 054-297-5151 F A X 054-297-5152	H27.9.1
栗 原 茂 幸	西 遠	住 所 浜松市東区西ヶ崎町57-1 F A X 053-544-5500	H27.10.1
戸 塚 忠 道	西 遠	F A X 053-522-7717	H27.11.13
松 本 公 毅	御殿場	F A X 0550-82-5906	H27.11.12
山 下 嘉 子	沼 津	事務所属性 個人開業 住 所 山下行政書士事務所	H27.11.10
山 本 恵	富 士	住 所 富士市原田1217番地の2 F A X 0545-78-1463	H27.11.20
三 影 哲 郎	静 岡	T E L 054-246-0137	H27.11.16
WILLしずおか 行政書士法人	志 太	支 部 静岡支部 (志太支部から) 郵便番号 420-0803 住 所 静岡市葵区千代田六丁目30番22号 静和ビル2階 T E L 054-297-5151 F A X 054-297-5152	H27.9.1

廃業

氏名又は名称	支部	事務所	廃業年月日
浅井達也	富士宮	富士宮市大宮町5番4号	H27.10.20
小林賢造	富士	富士市本町13番20号	H27.10.30
朝比奈良雄	富士	富士市厚原750番地の1	H27.10.31
紅林滉	榛原	牧之原市波津1丁目13番地2	H27.10.31
庵原康弘	西遠	浜松市南区参野町106番地	H27.11.30

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏名	支部	事務所	廃業年月日	享年
奥村諄一郎	沼津	沼津市大塚1170番地の3 6棟202号	H27.10.5	82
武下圭介	富士	富士市水戸島本町71番6号	H27.10.21	74
桑野良英	西遠	湖西市古見1037番地の2	H27.10.21	76
見原一美	清水	静岡市清水区追分3丁目4番3号	H27.11.8	68
松井克幸	島田	島田市川根町家山430-4	H27.11.9	86
佐野宜良	富士宮	富士宮市万野原新田4039番地の6	H27.11.15	64

会員数	1,545名
平成27年12月1日現在	12法人

講習会・研修会

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会

日 時 平成27年10月24日(土)自10時00分至16時10分
場 所 静岡県行政書士会館 3 階会議室
講 師 足立会員、伊藤会員
内 容 (1) 任意基礎と実務
(2) 財産管理の実務
(3) 身上監護の実務
受講者数 15名

農地土木委員会講習会

日 時 平成27年11月 6 日(金)自13時30分至17時30分
場 所 静岡商工会議所
講 師 静岡県交通基盤部道路局道路保全課維持舗装班班長 塩澤孝洋様
静岡県交通基盤部建設支援局公共用地課調整班班長 水上雅之様
内 容 (1) 道路公用、承認工事について
(2) 静岡県国土交通大臣所管国有財産境界確定事務処理要領について
受講者数 126名

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修第4回研修会

日 時 平成27年11月 7 日(土)自10時00分至16時00分
場 所 静岡県行政書士会館 3 階会議室
講 師 DVDによる(講師 糸智仁様)
内 容 認知症に関する基本理解
受講者数 15名

不当要求防止責任者講習会

日 時 平成27年11月10日(火)自13時30分至16時30分
場 所 浜松市地域情報センター
講 師 静岡県暴力追放運動推進センター
静岡県警警部補 宮本 貢様
静岡県暴力追放運動推進センター
暴力追放相談委員 浅井康司様
内 容 (1) 暴力団情勢について
(2) 暴力団対策法・静岡県暴力団排除条例の概要について
(3) 暴力団等への対応要領
受講者数 40名

自動車登録業務初心者講習会

日 時 平成27年11月13日(金)自13時30分至16時33分
場 所 「もくせい会館」2 階第1 会議室
講 師 静岡県行政書士会運輸委員会委員 米原 透
内 容 (1) 自動車登録業務
・登録業務入門
・自動車のサイクルについて自動車の一生
受講者数 38名



※お詫び

行政書士しずおか No.281 2015年秋号

「講習会・研修会」の中で、中小企業委員会事業承継講習会の写真と公教育出前講座講師養成研修会の写真が逆になっておりました。申し訳ありませんでした。

中小企業支援委員会事業継続計画（BCP）講習会

日 時 平成27年10月 6 日(火)自13時30分至17時00分
 場 所 ペガサート プレゼンルーム
 講 師 行政書士（東京会所属）塩田英治様
 補助金業務PT委員 塩崎宏晃
 内 容 (1) 行政書士が取り組む事業継続計画（BCP）策定支援の留意点について
 (2) 静岡県におけるBCP策定について
 受講者数 25名



住宅防音事業に係る事務手続業務説明会

日 時 平成27年11月28日(土)自14時00分至17時00分
 場 所 浜松市勤労会館Uホール 24会議室
 講 師 住宅防音事業開発PT委員
 芝田圭吾 石川高雄
 内 容 (1) 事務手続補助業務の概要
 (2) 実際の業務について
 (3) パネルディスカッション
 受講者数 14名



コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会

日 時 平成27年11月28日(土)自10時00分至16時00分
 場 所 静岡県行政書士会館 3 階
 講 師 DVD研修、効果測定
 内 容 (1) 法定後見事例研究（DVD）
 (2) 任意後見事例研究（DVD）
 (3) 効果測定
 受講者数 15名

国際業務講習会

日 時 平成27年11月30日(月)自13時30分至16時30分
 場 所 もくせい会館 2 階 第 1 会議室
 講 師 名古屋入国管理局就労審査部門統括審査官
 小澤典史様
 静岡地方法務局戸籍課課長 小林敦様
 内 容 (1) 経営・管理等の就労資格を中心とした
 本年入管法改正後の実務上の留意点について
 (2) 帰化申請及び国籍取得手続について
 受講者数 50名



会社法・事業計画についての講習会

日 時 平成27年12月15日(火)自13時30分至17時00分
 場 所 ペガサート プレゼンテーションルーム
 講 師 中小企業支援委員会委員
 小倉正稔 榛葉諭司
 内 容 (1) 「株式会社の定款変更」株式一般、譲
 渡制限株式、種類株式について
 (2) 行政書士と事業計画
 受講者数 57名



平成27年度著作権相談員養成のための研修会

日 時 平成27年12月11日(金)自 9 時45分至 6 時30分
 場 所 県総合社会福祉会館「シズウェル」
 1 階104号室
 講 師 DVD利用、著作権相談員 中津川浩淳
 内 容 (1) 著作権法概論
 (2) 著作権解説
 (3) 効果測定
 (4) 採点
 (5) 著作権相談員登録希望者について報告
 の件
 受講者数 6 名

会議議事内容

平成27年度 第5回常任理事会

開会日：平成27年8月5日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年7月8日から8月4日まで
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 特定行政書士研修について 日程、受講人数報告
 - イ 大規模災害時被災者支援協定について
下田市 8月6日 出席者：副会長2名、理事
 - ウ 会費未納者への督促状の発送について
平成27年度前期会費未納会員への督促状発送と現況を報告
 - エ 常葉大学での出前講座実施について
日程、講師、講座内容の報告
 - オ 道路位置指定申請の補正について
土木事務所の対応を報告
 - カ 職員採用について
7月23日筆記試験 7月30日面接試験

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀事案の対応について
現況を報告、対応を協議
 - イ 8月28日平成27年度第1回新入会員特別研修会について
日程報告、テキスト原稿の確認を依頼
 - ウ 9月18日平成27年度行政懇談会について
分科会テーマ及び資料、人員配置について協議
 - エ 65周年記念事業について
周年記念祝宴：1月29日新年賀詞交歓会と共催
周年記念顕彰：平成28年度定時総会で実施
65周年記念事業特別委員会
事業係 委員長 岩瀬副会長 委員 中里、児島、福田の常任理事3名
顕彰係 委員長 中山副会長 委員 渡

邊、大塩、五條の常任理事3名

- オ 委員会、P T、Gの連絡体制について
委員会毎のメーリングリスト作成を指示
- カ 死亡会員の会費取扱について
死亡した月以降の会費免除を協議
- キ 会則施行規則様式の軽微な変更について
軽微な変更を承認
- ク 事務所設置基準案について
基準案の内容を検討
- ケ 役員改正に伴う諸手続について
他の単位会に代議員制度についてのアンケート実施を決定
- コ 農地土木委員会主催講習会について
支部との共催、費用負担の内容を協議
- サ 被災者支援対策本部の構成図について
マニュアル進捗状況を報告、対策本部構成図を承認
- シ 日程調整
10月29、30日関東地方協議会連絡会「甲府富士屋ホテル」
出席者：会長、副会長、総務委員会統括部長
ス 9月14日平成27年度第3回理事会次第の検討

報告事項

会務報告

- 前回以降本日までの会務報告報告事項
- 委員会、グループ、P T活動報告
- 平成27年度官庁訪問について
- 大規模災害時における被災者支援協定について
- 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願活動について
- 会則施行規則様式の軽微な変更について
- 平成27年度行政懇談会について

日行連報告

協議事項

- 平成26年度行政書士制度広報月間への協力依頼
- 平成26年度行政書士試験への協力依頼
- 65周年記念事業について

議案の審議

暴力団等排除対策協議会規程一部改正について

会員の処分について

予算執行状況の報告

その他の事項

セ 9月18日平成27年度第2回支部長協議会議題の検討

報告

会務報告

本会与支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項

平成27年度官庁訪問について

大規模災害時における被災者支援協定について

行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願活動について

暴力団等排除対策協議会規程一部改正について

会則施行規則様式の軽微な変更について
65周年記念事業について

協議事項

本会からの連絡（提案・要望）事項

平成27年度行政懇談会について

平成27年度行政書士制度広報月間への協力依頼

平成27年度行政書士試験への協力依頼

支部からの連絡（提案・要望）事項

(3) 議案の審議

ア 暴力団等排除対策協議会第2回総会及び規程一部改正案について

理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況の報告

会費納入状況報告

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

平成27年度 第6回常任理事会

開会日：平成27年9月2日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告 平成27年8月5日から9月1日まで

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 特定行政書士法定研修考查について

10月4日(日)受付：13:30 説明：13:45～14:00
考查：14:00～16:00

静岡商工会議所5階、講義責任者、副講義責任者、監督員5名

イ 無料相談会の実施について

10月1日(木)～3日(土)広報月間無料相談会

12月12日(土)専門事業者団体連絡協議会無料相談会

2月22日(火)行政書士記念日無料相談会

ウ 静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会・焼津市安全安心なまちづくり大会について

平成27年10月27日(火)焼津文化会館大ホール
出席要請10名

会長、副会長1名、常任理事3名、コンプライアンス委員1名

志太支部に5名の出席要請

エ 被災者支援マニュアルの進捗状況について
マニュアル進捗状況等を報告

オ 平成27年度建設産業構造改善推進のつどいについて

9月17日 出席者：副会長、理事

カ 道路位置指定の事務処理要領の運用について

要領の誤った記載内容について、次回作成時の訂正と、運用の適正化を報告

キ 平成27年度官庁訪問について

10月21日（予定）清水町：請願採択依頼

沼津市：請願採択後の実効性協議

ク 職員採用について（9月1日採用職員の報告）

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀事案の対応について

現況を報告、対応を協議

- イ 9月18日平成27年度行政懇談会について
テーマ資料、次第、レイアウト等を確認、協議
- ウ 平成27年度広報月間について
請願採択後の本人確認について記載した窓口表示板設置の要望実施を決定
- エ 平成27年度行政書士試験について
本部担当者への事前説明会について協議
- オ 65周年記念事業について
進捗状況を報告、対応を協議
- カ 会員のセミナーチラシについて
掲載内容に問題が無いことを確認
- キ 新入会員特別研修における外部講師（弁護士）の依頼について
新入会員特別研修での外部講師依頼を了承、別途コンプライアンス研修の実施を検討
- ク 申請取次行政書士申請書類の処分について
保管機関経過後の申請書類の処分を決定
- ケ 9月14日平成27年度第3回理事会議題の決定
- 報告事項
 - 会務報告
 - 前回以降本日までの会務報告報告事項
 - 委員会、グループ、PT活動報告
 - 平成27年度官庁訪問について
 - 大規模災害時における被災者支援協定について
 - 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願活動について
 - 会則施行規則様式の軽微な変更について
 - 平成27年度行政懇談会について
 - 職員採用について
 - 日行連報告
- 協議事項
 - 平成26年度行政書士制度広報月間への協力依頼
 - 平成26年度行政書士試験への協力依頼
 - 65周年記念事業について
- 議案の審議
 - 暴力団等排除対策協議会規程一部改正について
 - 会員の処分について
 - 会費免除申請について
- 予算執行状況の報告

その他の事項

- サ 9月18日平成27年度第2回支部長協議会議題の検討
- 報告
 - 会務報告
 - 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項
 - 平成27年度官庁訪問について
 - 大規模災害時における被災者支援協定について
 - 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願活動について
 - 暴力団等排除対策協議会規程一部改正について
 - 会則施行規則様式の軽微な変更について
 - 65周年記念事業について
 - 職員採用について
- 協議事項
 - 本会からの連絡（提案・要望）事項
 - 平成27年度行政懇談会について
 - 平成27年度行政書士制度広報月間への協力依頼
 - 平成27年度行政書士試験への協力依頼
 - 支部からの連絡（提案・要望）事項
- シ 日程調整
 - 11月中旬常任協議会の実施を決定
- (3) 議案の審議
 - ア 平成27年前期会費免除申請について
理事会に上程を決定
- (4) 予算執行状況の報告
 - 会費納入状況報告

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

平成27年度 第7回常任理事会

開会日：平成27年10月7日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年9月2日から10月6日まで
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 会員の処分について

- イ 特定行政書士法定研修考查について
10月4日(日)静岡商工会議所5階
- ウ 平成27年度行政書士広報月間無料相談会について
10月1日～3日 相談件数14件
- エ 被災者支援協定の締結について
10月27日：藤枝市 出席者：会長、副会長、常任理事2名、正副支部長
- オ 平成27年度官庁訪問について
10月21日 沼津支部担当
訪問先：沼津市役所、清水町役場、沼津土木事務所、東部健康福祉センター、東部農林事務所
出席者：会長、副会長2名、常任理事3名、理事、沼津支部
- カ 金融機関への行政書士の代理権に対する理解依頼及びHP金融機関相談窓口開設の案内について
依頼文書を確認、内容を了承

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀事案の対応について
現況を報告、対応を協議
 - イ 9月18日平成27年度行政懇談会の成果について
懇談会後の議会への働きかけ内容を協議、分科会報告書の報告
 - ウ 平成27年度行政書士試験について
監督員、相談員の担当箇所一覧を承認
 - エ 65周年記念事業について
次第案、アトラクション案を承認
 - オ 台風18号の被害について
見舞金の支給を決定
 - カ 共済金辞退者への記念品贈呈について
記念品贈呈を決定
 - キ 事務所設置基準について
基準の新設を決定
 - ク 公教育出前講座PTの委員について
委員の登用について、本年度はインターンとして3名を採用、実績を積み、平成28年度に委嘱
 - ケ 平成27年度中間監査会について
10月15日(木)午後1時30分 決算書の内容を

確認

- コ 日程調整
- サ 著作権相談事例テキストの販売について
日行連関東地方協議会所属単位会へのテキスト販売を承認
- シ 自賠責保険にかかる業務の取扱について
日行連に照会することを決定

(3) 議案の審議

- ア 平成27年後期会費免除申請について
理事会に上程を決定
- イ リース資産等の取得について
理事会に書面議決を行うことを決定

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

平成27年度 第8回常任理事会

開会日：平成27年11月4日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年10月7日から11月3日まで
 - ア 大規模災害時被災者支援協定の締結について
10月27日：藤枝市と調印 現在29市町と締結済み
11月25日三島市主催第3回伊豆半島防災シンポジウムをHPで会員に周知
 - イ 10月21日平成27年度官庁訪問について
清水町11月議会に請願書提出等官庁訪問成果を報告
 - ウ 10月15日中間監査会の結果報告
 - エ 6次産業化開発PT視察報告
視察内容の報告、ビサイドにも掲載予定
 - オ 1月28日6次産業化PT業務講習会について
講習内容の詳細を報告
- ② 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀事案の対応について
現況を報告、対応を協議

イ 9月18日平成27年度行政懇談会分科会報告について

分科会チーフに11月20日までの報告書提出を依頼

ウ 平成27年度行政書士試験について
日程説明、協力依頼

エ 諸規定の一部改正案について

1) 職員給与細則

総務委員会に再検討指示

2) 事務局職員パートタイマー就業規則
一部改正を全会一致で承認

3) 事務所設置要綱
要綱の新設を全会一致で承認

オ 会則施行規則第11条の3第2項による会費免除について

1) 死亡会員への会費返納の対応を確認

2) 心身の故障による廃業者に対する適用
会費免除を決定

カ 役員退任表彰について

選考委員会 退任表彰にあたっての内規を
検討

キ 65周年記念特別表彰について

選考委員会 特別顕彰の基準を検討

ク 行政書士業務におけるマイナンバーの取扱
について

窓口への申請時に、マイナンバーが掲載さ
れた住民票は使用不可であることの周知を決
定

ケ 建設業許可申請業務にかかる静岡県の取扱
について

地方整備局毎の取扱の違い改善への働きか
け継続を確認

コ 新入会員特別研修会におけるコスモス静岡
のPR活動について

研修項目として追加

サ 災害時のための衛星携帯電話の購入につい
て

必要性を再検討

シ 無料相談の今後のあり方について

無料相談Gによる無料相談員育成事業の今
後を検討

ス L E C 静岡本校での出前講座実施について
11月28日(土)16:30~18:00 講師：福田常任
理事 実施を承認

セ 自賠責保険申請に関する日行連への照会に
ついて

判決に対する日行連が公に見解を示すこと
を要望する照会の実施決定

ソ 一般会員向けコンプライアンス研修につい
て

2月開催を承認

タ 日程調整

チ 65周年記念祝宴について
次第案、祝宴形式の検討

(3) 議案の審議

ア 平成27年後期会費免除申請について

2会員の会費免除について理事会に上程を決
定

イ 事務局規程の一部改正について
理事会に上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

平成27年度 第9回常任理事会

開会日：平成27年12月2日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告 平成27年11月4日から12月1日ま
で

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 大規模災害時被災者支援協定の締結につい
て

御殿場市と日程調整中 現在29市町と締結
済み

イ 11月8日行政書士試験報告

受験予定者：1,385名 受験者数：1,100名
欠席者：285名

ウ 11月6日農地土木業務講習会について
申込者数：115名 出席者：72名

エ 10月21日平成27年度官庁訪問について

担当支部からの報告書説明、費用弁済を了
承

③ 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

- ア 綱紀事案の対応について
現況を報告、対応を協議
- イ 9月18日平成27年度行政懇談会分科会報告について
18日までに報告書の確認を依頼
- ウ 会則施行規則に基づく様式等の一部改正について
様式の一部改正了承、会則施行規則で現状にそぐわない内容の訂正
- エ 自然災害基金規程の一部見直し案について
被災者支援協定の活動に対する基金立ち上げ検討、継続審議
- オ 新入会員の特別研修会受講前の無料受講券配布の可否について
平成28年度からの配布を承認
- カ 他士業団体の活動について
 - ① 日本弁理士会作成の著作権パンフレットについて
日行連への諮問を決定
 - ② 保険会社と司法書士の相続関係図作成契約について
日行連常任理事会の結果を待って協議
- キ 改正行政不服審査法に基づき地方公共団体に設置される第三者機関の委員の候補者について
常任理事会構成員を候補として推薦することを決定
- ク 65周年記念祝宴・平成28年新年賀詞交歓会について
各担当者決定、通知案等を協議
- ケ 65周年記念特別表彰について
選考委員会 表彰候補者、記念品の内容を協議
- コ 役員退任表彰について
選考委員会 表彰候補者、記念品の内容を協議
- サ 平成28年度日行連関東地方協議会連絡会について
当番会のため主催、連絡会会場を検討

シ 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画及び予算の検討について

- 様式を連絡、1月末までの提出を依頼
- ス 処分会員の公表手続きについて
会報での公開を決定
- セ 講習会アンケートについて
アンケート内容を検討
- ソ 2月22日コンプライアンス研修について
研修会の内容及び今後の必須研修化を検討
- タ 1月29日平成27年度第4回理事会議題の検討
受付：9:30 会議：10:00～12:00 会場：静岡商工会議所会館5階ホール
報告

- 委員会、PT、G活動報告
- 大規模災害時被災者支援協定について
- 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願について
- 平成27年度顧問県議会議員との行政懇談会について
- 平成27年度行政書士試験について
- 平成27年度官庁訪問について
- 事務局パートタイマー就業規則の一部改正について
- 事務所設置要綱の新設について

協議事項

- 65周年記念祝宴並びに平成28年新年賀詞交歓会について
- 理事会の公開について

議案の審議

- 第1号 事務局規程の一部改正について
- 第2号 会則施行規則に基づく様式の一部改正について
- 第3号 自然災害基金規程の一部改正について
- 第4号 会費免除申請について
- 第5号 周年記念による特別顕彰者について
- 第6号 平成28年度定時総会における顕彰者について
- チ 1月29日平成27年度第3回支部長協議会議題の検討
受付：13:00 会議：13:30～17:00 会場：静岡商工会議所会館5階ホール

- 本会からの報告・提案・要望事項
 大規模災害時被災者支援協定締結について
 行政書士法違反書類の市町各機関への提出
 排除に関する請願について
 平成27年度顧問県議会議員との行政懇談会
 について
 平成27年度行政書士試験について
 平成27年度官庁訪問について
 事務局規程の一部改正について
 会則施行規則に基づく様式の一部改正につ
 いて
 自然災害基金規程の一部改正について
 事務局パートタイマー就業規則の一部改正
 について
 事務所設置要綱の新設について
 65周年記念祝宴並びに平成28年新年賀詞交
 歓会について
 ツ 職員の冬期賞与について
 テ 日程調整
 (3) 予算執行状況報告
 会費納入状況報告

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

平成27年度 第5回常任幹事会

開会日：平成27年8月5日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年7月8日から8月4日ま
で
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告（会長報告）

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 ア 顧問議員、常任相談役の担当役員について
 分会からの担当者を報告、連盟役員担当
 者は会長及び幹事長が協議して決定
 イ 入退会の変更等について
 様式の一部改正を検討
 ウ 平成27年度行政懇談会について
 エ 8月28日衆議院議員宮澤博行氏金鶏の会総
 会について 欠席

- オ 9月14日平成27年度第3回幹事会議議
 討
 報告
 経過報告
 前回以降本日までの会務報告
 顧問議員、常任相談役の担当役員につ
 いて
 協議事項
 平成27年度行政懇談会について
 議案の審議
 予算執行状況の報告
 カ 9月18日平成27年度第2回分会長会議議
 題の検討
 報告
 経過報告
 本会と分会相互の連絡調整に関する事項
 顧問議員、常任相談役の担当役員につ
 いて
 協議事項
 本会からの連絡（提案・要望）事項
 平成27年度行政懇談会について
 分会からの連絡（提案・要望）事項

(3) 予算執行状況の報告 会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

平成27年度 第6回常任幹事会

開会日：平成27年9月2日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年8月5日から9月1日ま
で
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 ア 入退会届の一部変更及び入退会日の取扱変
 更について
 様式の一部改正及び入退会日の取扱対応の
 一部変更を報告
 ③ 日政連報告（会長報告）

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

- ア 顧問議員、常任相談役の担当役員について
担当者一覧案を承認
- イ 平成27年度行政懇談会について
テーマ資料、次第、レイアウトを確認、検討
- ウ 9月3日静岡県議会議員佐地茂人氏県政報告会 出席者：副会長
- エ 9月6日衆議院議員小山展弘氏政治フォーラム 出席者：副会長、副幹事長
- オ 9月14日衆議院議員宮澤博行氏と歩む会（東京開催） 欠席
- カ 9月15日静岡県議会議員竹内通訓氏政経フォーラム 出席者：副会長、副幹事長
- キ 9月28日静岡県議会議員吉川雄二氏議長就任祝賀会 出席者：会長、副会長
- ク 10月5日衆議院議員大口善徳氏を励ます会 出席者：会長、副会長2名
- ケ 自民党静岡県連党員・党友の集い
10月30日：ホテルコンコルド浜松 出席者：副会長、副幹事長
10月16日：ホテルセンチュリー静岡 出席者：副幹事長
- コ 9月14日平成27年度第3回幹事会議題の検討
報告
経過報告
前回以降本日までの会務報告
顧問議員、常任相談役の担当役員について
入退会届の一部変更及び入退会日の取扱変更について
協議事項
平成27年度行政懇談会について
議案の審議
予算執行状況の報告
- サ 9月18日平成27年度第2回分会長会議議題の検討
報告
経過報告
本会と分会相互の連絡調整に関する事項
顧問議員、常任相談役の担当役員について

入退会届の一部変更及び入退会日の取扱変更について

協議事項

- 本会からの連絡（提案・要望）事項
平成27年度行政懇談会について
分会からの連絡（提案・要望）事項

(3) 予算執行状況の報告

会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

平成27年度 第7回常任幹事会

開会日：平成27年10月7日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年9月2日から10月6日まで
- ② 日政連報告（会長報告）

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 11月4日衆議院議員城内実氏と明日の日本を語る会 欠席
 - イ 11月12日衆議院議員鴨下一郎氏と明日を拓く会 欠席
 - ウ 11月25日神奈川県知事黒岩祐治氏を励ます会 欠席
 - エ 平成27年度中間監査会について
10月15日(木)午後1時30分 決算資料の内容を確認

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

平成27年度 第8回常任幹事会

開会日：平成27年11月4日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年10月7日から11月3日まで

② 前回課題とした案件の処理状況

- ア 10月24日拉致被害者支援大会について（相坂摂治県議会議員）
清水、静岡分会に情報提供

③ 日政連報告（会長報告）

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

- ア 9月18日平成27年度行政懇談会分科会報告について
イ 11月21日静岡県議会議員中沢公彦氏県政報告会について
出席者：副会長、副幹事長
ウ 11月25日静岡県議会議員天野一氏県政報告会について
出席者：会長、副会長、副幹事長
エ 11月13日静岡県議会議員小野達也氏自民党県連政調会長就任祝賀会について
出席者：幹事2名
オ 12月21日2015参議院議員片山さつき氏を励ます会 I N浜松への発起人の依頼について
発起人依頼：会長、静岡県行政書士会会長
カ 日本共産党静岡県委員会からの安全保障法廃止の政府をつくる懇談
対応：静政連会長、静岡県行政書士会会長
キ 平成28年参議院議員選挙推薦依頼について
参議院議員顧問 岩井茂樹氏、参議院議員顧問 片山さつき氏

(3) 議案の審議

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

平成27年度 第9回常任幹事会

開会日：平成27年12月2日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年11月4日から12月1日まで
② 前回課題とした案件の処理状況
ア 平成27年度行政懇談会分科会報告について

③ 日政連報告（会長報告）

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

- ア 65周年記念祝宴並びに平成28年新年賀詞交歓会について
イ 月例新入会員研修での政治連盟活動の説明について
静政連及び日政連の活動や成果の説明を依頼
ウ 12月8日静岡県議会議員相坂摂治氏平成28年1月議会一般質問傍聴会について
欠席を決定
エ 12月21日2015参議院議員片山さつき氏を励ます会 I N浜松について
発起人：会長、静岡県行政書士会会長
出席者：静岡県行政書士会名誉会長、副会長2名、副幹事長2名、相談役
オ 第24回参議院議員選挙選挙区への対応と推薦候補者について
推薦依頼書が来ている顧問参議院議員に政策協定書の提出を求めること決定
カ 平成27年度第4回幹事会議題の検討報告
平成27年度行政懇談会分科会報告
協議事項
65周年記念祝宴並びに平成28年新年賀詞交歓会について
新入会員への静政連活動の説明について
議案の審議
第24回参議院議員選挙候補者の推薦について
キ 平成27年度第3回分会長会議議題の検討
本連盟からの報告・提案・要望事項
新入会員への静政連活動の説明について
65周年記念祝宴並びに平成28年新年賀詞交歓会について
分会活動費の精算について
第24回参議院議員選挙候補者の推薦について

(3) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

平成27年度 第1回支部長協議会記録

開会日：平成27年7月2日(休)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年4月1日から7月1日
- ② 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項
 - ア 業務組織編成表と会務日程表（報告）
本会構成員及び27年度会務日程を報告
 - イ 申請取次行政書士管理委員会委員長等の委嘱について（報告）
後藤博行副会長、児島良孝常任理事、藤田哲理事への委嘱を報告
 - ウ 特定行政書士法定研修について
研修及び効果測定日程、受講者数を報告
 - エ 補助者証票の更新手続きについて
平成27年10月31日有効期限の補助者の更新手続きについて説明、対象となる補助者数は781名であると報告
 - オ 顧問国会議員・顧問県議会議員の委嘱（本会・静政連）について
顧問国会議員及び顧問県議会議員、顧問弁護士、名誉会長、相談役の委嘱を報告
 - カ 総務大臣表彰受章者の報告
清水支部 月見里和夫会員、西遠支部 平岡康弘会員の受章を報告
 - キ 平成27年度定時総会出席人数報告
5月22日に行われた定時総会の出席人数を報告
- ③ 日行連報告
6月18、19日日行連総会における会長選挙の結果等報告

(2) 協議事項

- 1) 本会からの連絡（提案・要望）事項
 - ア 行政書士試験協力をお願い
行政書士試験の日程を説明、本部員及び監督員への協力を依頼
 - イ 支部長経由提出・届出書類（前支部長から引継ぎをお願い）
届出書類の記載見本を配布、文書による新旧支部長間の引継ぎを依頼
 - ウ 苦情解決・業務相談の受け付け対応
苦情解決・業務相談に関する取扱要綱及び受付簿等様式を説明、書式による提出の依頼

エ 官庁訪問（担当ブロックと実施支部へのお願い）

担当となる沼津支部に協力を依頼

オ 支部のホームページの更新（お願い）

各支部からの案内ページを最新の情報にするため、情報の提供の依頼

カ 広報月間に開催する無料相談会の広報活動（お願い）

平成27年度行政書士制度広報月間での、支部無料相談所の開設及び日程等の報告を依頼。

キ 大規模災害時における被災者支援協定の締結について

進捗状況を報告、調印に向けた協力を依頼。

ク 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に係る請願について

請願活動の進捗状況を報告、協力を依頼。

2) 支部からの連絡（提案・要望）事項

ア 定時総会における議事運営について（島田支部）

定時総会における議事運営についての提案に、検討していくと回答

イ 支部による会費代行収納について（島田支部）

会費の収納時期についての質問に、問題ないと回答

ウ 本会の年間予定表の公開を（富士宮支部）
富士宮支部から年間予定表の公開時期について要望があり、今後検討していくと回答。

2. その他（支部長協議会構成員による自由討議）

平成27年度 第2回支部長協議会記録

開会日：平成27年9月18日(金)

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 配付資料・議事日程等の説明

4. 正副議長選出

5. 正副議長就任挨拶

6. 議題

(1) 報告

① 会務報告 平成27年7月2日から9月17日

② 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項

- ア 平成27年度官庁訪問について
担当支部：沼津支部 10月21日実施予定
- イ 大規模災害時における被災者支援協定について
- ウ 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願活動について
- エ 暴力団等排除対策協議会規程一部改正について
- オ 会則施行規則様式の軽微な変更について
- カ 65周年記念事業について
65周年記念事業特別委員会
事業係 委員長：岩瀬副会長
委員：中里常任理事、児島常任理事、福田常任理事
顕彰係 委員長：中山副会長
委員：渡邊常任理事、大塩常任理事、五條常任理事
65周年記念祝宴（平成28年新年賀詞交歓会と合同開催）
開催日：平成27年 1 月29日(金)
会場：ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」
65周年記念顕彰は平成28年度定時総会で実施
- キ 相談役の委嘱について
中遠支部 鈴木市代会員に相談役を委嘱（平成27年 9 月14日付）

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- 1) 本会からの連絡（提案・要望）事項
ア 平成27年度行政懇談会について
イ 平成27年度行政書士制度広報月間への協力依頼
ウ 平成27年度行政書士試験への協力依頼
- 2) 支部からの連絡（提案・要望）事項（9月17日現在提出なし）

7. その他（支部長協議会構成員による自由討議）

8. 閉会

平成27年度 第1回分会長会議記録

開会日：平成27年 7 月 2 日(木)

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 前年度分会長会議議長退任表彰
- 4. 配付資料・議事日程等の説明
- 5. 正副議長選出

6. 正副議長就任挨拶

7. 議題

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年 4 月 1 日から 7 月 1 日
- ② 本会と分会相互の連絡調整に関する事項
ア 役員名簿報告
イ 平成27年度定期大会出席者等の報告
ウ 顧問国会議員・顧問県議会議員の委嘱（本会・静政連）
エ 日政連会長表彰の報告
富士分会：神尾睦会員 中遠分会：鈴木市代会員 水窪分会：奥山浩行会員

③ 日政連報告

(2) 政治連盟の目的達成に必要な事業に参加・協力することに関する事項

- 1) 本会からの連絡（提案・要望）事項
- 2) 分会からの連絡（提案・要望）事項

8. その他（分会長会議構成員による自由討議）

9. 閉会

平成27年度 第2回分会長会議記録

開会日：平成27年 9 月18日(木)

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 配付資料・議事日程等の説明
- 4. 正副議長選出
- 5. 正副議長就任挨拶
- 6. 議題

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年 7 月 2 日から 9 月17日
- ② 本会と分会相互の連絡調整に関する事項
ア 顧問議員、常任相談役の担当役員について
イ 入会届様式の一部改正及び入退会日の取扱の変更について
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- 1) 本会からの連絡（提案・要望）事項
ア 平成27年度行政懇談会について
- 2) 分会からの連絡（提案・要望）事項（9月17日現在提出なし）

7. その他（分会長会議構成員による自由討議）

8. 閉会

会 務 録 (要約)

平成27年 9 月27日から平成28年 1 月 7 日まで

会 議 ・ 委 員 会 名		開 催 日	会 場	議 題 ・ テ ー マ
業務拡充 開発部門	著作権業務普及G	H27.10.17	本会 3 階会議室	1. 著作権事例第2回オープンセミナー 2. 関東地方協議会へのテキスト販売PR 3. 主催 文化庁・浜松市の著作権セミナーへの出席について
		H27.11.24	本会 1 階会議室 及び県庁	1. 12月著作権養成講座について 2. 1月16日(土)オープンセミナーについて 3. 2月講習会について 4. 種苗法について 5. 関東地方協議会へのテキスト販売PR 6. 文化庁・浜松市主催の著作権セミナーへの出席について
	代理権開発PT	H27.10. 5	本会 3 階会議室	1. 静岡県下金融機関訪問について 2. 代理権講習会について
	住宅防音事業開発PT	H27.10.16	行政書士 平岡事務所	1. 講習会（住宅防音事業説明会）について 2. 進捗状況の確認
		H27.11.28	浜松市勤労会館 Uホール24会議室	1. 住宅防音事業に係る事務手続業務説明会の開催 2. 講習会（説明会）アンケートより
	6次産業化開発PT	H27.10.22	本会 3 階会議室	1. Besideの原稿について 2. 1月28日講習会について
		H27.11.30	本会 3 階会議室	1. 企業視察報告書についてBeside掲載の件 2. 講習会の準備について 3. サイボーズ進捗状況について 4. 次回委員会の予定について
		H27.12.17	本会 3 階会議室	1. 1月28日(木)実施の講習会について
	中小企業支援 業務開発PT	H27.10.23	シズウェル 104会議室	1. 各担当者による現在の活動報告 2. 今年度後期研究会実施計画について
	中小企業支援業務開発PT小委員会	H27.10.23	本会 3 階会議室	1. 中小企業支援実践についての研究
	補助金業務普及PT	H27.10. 6	本会 3 階会議室	1. 27年度開催の講習会について 2. 県庁担当者との打ち合わせに付いて
		H27.11.17	本会 3 階会議室	1. 県庁への講習会講師派遣依頼について 2. 補助金業務の会員に対する啓発活動に付いて
		H27.12. 3	本会 3 階	1. 平成27年度上半期の活動について 2. 今後の活動に付いて
		H28. 1 . 7	本会 3 階会議室	1. 産業振興財団への訪問について 2. 経産相のH27補正予算について 3. 講習会の準備について
	信託業務開発PT	H27.10. 7	本会 1 階会議室	1. 死後のペット飼育管理を目的とした信託 2. 遺言代用信託のモデルケース及び事業承継に係る株式 管理信託スキームを検討 3. 信託事務処理の第三者への委任、受益者指定権等、委 託者の地位の承継及び信託宣言につきその概要を検討
		H27.11.11	本会 3 階会議室	1. 信託に係る税制について 2. 自己信託における残余財産受益者と信託の終了事由に ついて

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務拡充 開発部門	信託業務開発PT	H27.12.9	本会 1 階相談室	1. 信託受託者の権利について 2. 信託受託者の義務について 3. 信託委託者の権利について
業務拡充 開発部門 業務普及 推進活動 部門	中小企業委員会・中小企業 支援業務開発PT合同会議	H27.11.11	シズウェル 401会議室	1. 実行委員以外の委員の講習会参加について 2. 静岡版A 3 レポートフレームの作成について
	中小企業支援業務開発PT 法人・企業法務委員会 合同委員会	H27.12. 3	本会 3 階会議室	1. 法人・企業法務 2. 事業承継PT 3. BCP担当 4. 創業者支援 5. 補助金PT 6. 研究会について 7. 業務開発PT 8. 講習会について
業務普及 推進活動 部門	農地土木委員会	H27.12.18	静岡県社会福祉会館 シズウェル401会議室	1. 占用及び工事承認申請用紙について 2. 平成28年 2 月10日の講習会について 3. 遊休農地対策について 4. 農地委員会法改正について 5. 3 方農地の考え方について 6. 東中西に分けて講習会内容について
	農地土木小委員会	H28. 1 . 6	静岡県庁各課	1. 関係各課にあいさつ回り
	運輸委員会	H27.10.14	本会 3 階会議室	1. 新規出張封印代行取扱者業務講習会開催について 2. 自動車登録業務初心者講習会開催について
		H27.10.27	自動車会議所	1. 新規出張封印代行取扱業務講習会 2. 出張封印代行者保険契約者の確認
		H27.11.13	本会 3 階会議室	1. 自動車登録業務初心者講習会の準備 2. 平成27年11月13日(金)午後 自動車会議所へ出張封印推薦状 2 名分持参
		H27.12.9	本会 3 階会議室	1. 平成28年 2 月 8 日(月)講習会開催について 2. 12月16日開催の「愛知県中部運輸局との情報意見交換会」の件について 3. 新年の表敬訪問及び意見交換について
	運輸小委員会	H27.11.30	本会 3 階会議室	1. 平成28年 2 月開催の講習会の打合せ
	環境委員会	H27.10.16	本会 3 階会議室	1. 2 月研修会内容のすり合わせ 2. 次年度講習会資料について
		H27.12.18	本会 3 階会議室	1. 2 月の産廃講習会について 2. 来期の活動等について 3. 県庁の担当課訪問
	環境小委員会	H27.10.14	廃棄物リサイクル課	1. 優良産業廃棄物処理業者認定に関する講師依頼 2. エコアクション21に取り組んだ場合に対象となる助成金に関する説明資料依頼 3. エコアクション21の全体像に関する講師依頼
		H28.1.6	静岡中央警察署本部別館	1. 県警生活安全部を表敬訪問
	建設業委員会	H27. 9 .30	本会 3 階会議室	1. 新規事前審査業務要員採用試験について 2. 第 2 回業務講習会開催について
		H27.10.14	静岡県総合社会福祉会館 「シズウェル」 6 階 602会議室	1. 午後実施の新規事前審査業務要員採用試験について 2. 第 2 回業務講習会開催について 3. 平成28年度経営事項審査講習会・事前審査員必須研修会開催について
		H27.10.14	「シズウェル」 6 階602会議室	1. 建設業経営規模等評価事前審査業務要員採用試験実施

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務普及 推進活動 部門	建設業小委員会	H27.10. 5	建設業課室内	1. 第2回業務講習会の講師申し込みについて 2. 意見交換会実施後の建設業課の回答について
	中小企業支援委員会	H27.10.23	シズウェル 104会議室	1. 各担当者による現在の活動報告 2. 今年度後期研究会実施計画について
	風俗保健委員会	H27.11. 6	本会 3 階会議室	1. 県警への行政書士の生安提出書類の要望意見を募る件 2. 講習会資料原案の精査 3. 1月6日、県警（部長）挨拶 4. 2月19日 新入会員特別講習 5. Beside春号、夏号掲載原稿の担当決定
		H27.12. 9	本会 3 階会議室	1. 講習会について 2. 県警（生活保安課）への要望事項について 3. 法改正への対応について
	相続家事委員会	H27.10.16	本会 3 階会議室	1. 無料相談について 2. 「相続関係業務講習会」について 3. 静岡産業大学 冠講座について
		H27.11.13	本会 3 階会議室	1. 12/7 講習会について 2. 次年度のテーマについて 3. 11/10 静岡産業大学冠講座について
	報酬額G	H27.11.10	本会 3 階会議室	1. アンケート用紙を会報とは別に送付する 2. アンケートの表紙に業務の有無及び業務案内のチェックボックスを作る 3. アンケート発送後のフォローについて
業務普及 推進活動 部門 協働事業 部門	国際委員会・ 外国人出前講座G	H27.10.16	本会 3 階会議室	1. 外国人女性DV相談事業連携連絡会議への出席 2. 第1回講習会について 3. 第2回講習会について
		H27.11.30	本会 3 階会議室	1. 11月30日（本日）開催の講習会について 2. 12月18日（金）の委員会開催について
		H27.12.18	本会 3 階会議室	1. 来月以降の委員会開催予定 2. 11/25開催第1回外国人女性DV被害者支援コア会議の出席報告 3. 2/10開催予定初心者講習会の件 4. 来期予算・事業計画について
協働事業 部門	ADR運営管理G	H27.10.13	本会 3 階会議室	1. 弁護士会へセミナー講師の依頼について 2. 事業計画作成の提案 3. 事業計画の作成の為に、浜松国際交流協会の相談取扱件数を参考にする 4. 法務省申請Gと事業計画作成Gを設ける 5. 事業計画書と申請書類の担当決定 6. 静岡県内の外国人の相談件数を事業計画に入れる 7. 申請書に記入する仮のセンター長及び副センター長の決定 8. ブラッシュアップセミナーは、ADRの事業費用を利用する 9. ADR運営スタッフは20名を確保し運営する

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
協働事業部門	ADR運営管理G	H27.11. 5	本会 3 階会議室	1. 法務省申請書類について 2. ADRセンターの機構図での配置について 3. ADRセンター静岡の顧問について 4. ADRセンター規則第 6 条10項の追加について 5. ADRセンターの予算について 6. 事業計画書に添付する予算案について 7. 事業計画案として受任件数の決定 8. 弁護士のコンプライアンス研修の手伝いについて 9. 法務省訪問について
		H27.12. 1	本会 3 階会議室	1. 行政書士ADRセンターの規則等書類のコメントについて
	成年後見サポートセンター 静岡県支部支援G	H27.10.10	本会 3 階会議室	1. 入会前研修第 2 回 出席14名欠席 1 名
		H27.11.17	本会 3 階会議室	1. コスモス静岡の入会前研修について 2. 静岡県行政書士会との連絡協議会について 3. 相談会・研修について
		H27.11.21	本会 3 階会議室	1. 入会前研修の運営（第 5 回）
		H27.12. 8	本会 3 階会議室	1. 本会との連絡協議会について 2. 新入会員の入会手続きについて 3. 更新研修について
	公教育出前講座G	H27.10. 8	本会 3 階会議室	1. 10月 8 日常葉大学の出前授業内容と交流会等について 2. 静岡産業大学の冠講座準備経過報告と講義参観等について 3. 常葉大学法学部の出前授業
		H27.12. 8	静岡産業大学	1. 高校へ働きかけたその状況・経過と授業実施の見通しについて 2. 静岡産業大学冠講座と次年度の事業 3. 常葉大学の授業について
	無料相談担当G	H27.10.28	本会 3 階会議室	1. 平成27年度10月広報月間無料相談会について 2. 静岡県専門事業者団体連絡協議会「くらしの無料合同相談会」について 3. 今後の活動に対する課題
研修監理部門	講習会研究G	H27.10.15	本会 1 階会議室	1. 講習会アンケート質問内容について 2. 動画配信について 3. 会議のあり方について
		H27.12. 9	本会 3 階	1. 講習会アンケート内容の最終確認 2. アンケートの具体的回収方法について 3. 動画配信の研究 4. 会議開催方法について
会務監理部門	総務委員会	H27.11.18	本会 3 階会議室	1. 行政書士試験の反省 2. 新入会員特別研修について
	総務委員会（電子情報担当）	H27.12.15	本会 3 階	1. 事務局IT化について
	経理委員会	H27.10. 8	本会 3 階会議室	1. 予算執行状況の点検、照査について 2. 会計帳簿閲覧準備について 3. 内部会計監査（一部業務監査含む）について 4. 中間決算報告書について
		H27.10.15	本会 3 階会議室	1. 中間決算報告書について
		H27.12. 8	本会 1 階会議室	1. 予算執行状況の点検、照査について 2. 中間監査結果の検証について 3. 会計帳簿閲覧準備について

会 議 ・ 委 員 会 名		開 催 日	会 場	議 題 ・ テ ー マ
会務監理 部門	法務委員会	H27.10.23	本会 3 階会議室	1. 静岡県行政書士会事務局規程等の改正について 2. 会則施行規則第11条の 3 第 2 項について実施の徹底 3. 請願活動の基本資料のまとめ
		H27.11.19	本会 3 階	1. 選挙制度について 2. 請願活動について 3. 顕彰規程について 4. 施行規則について
	広報委員会	H27.10.22	本会 3 階会議室	1. Besideの来年の巻頭写真のテーマについて 2. 業務記事の合間に、もっと息抜き記事を入れたい
		H27.12.18	本会 1 階会議室	1. 会報誌2016年新年号及び情報誌vol.19の校正作業
	広報小委員会	H27.10. 5	本会 3 階会議室	1. 情報誌Beside vol.18と会報誌秋号の編集・校正 2. 会報誌秋号及び情報誌18号の校正作業
		H27.10.13	本会 3 階会議室	1. 会報誌秋号及び情報誌18号の校正作業
		H27.11. 6	本会 3 階会議室	1. 会報誌新春号及び情報誌19号の編集作業
		H27.11.20	本会 3 階会議室	1. 会報誌新春号及び情報誌19号の編集作業 2. 今後の情報誌の編集方針等について
		H27.12.1	本会 3 階	1. 会報誌新春号及び情報誌19号の校正作業
	危機管理G	H27.11.27	本会 3 階会議室	1. 資産運用について 2. 衛星携帯電話について
	行政懇談会PT	H27.11.11	本会 3 階会議室	1. 平成27年度行政懇談会分科会報告書について
	青年会員PT	H27.12. 5	本会 3 階会議室	1. アンケート集計作業 2. アンケート分類整理 3. 提言書のまとめ
	女性会員PT	H27.11.26	浜松市大内及び 浜松市カフェ オークラ	1. 会務運営のあり方に関する意見 2. 既存業務に対する意見 3. 新規業務に関する提案 4. その他
		H27.12.17	三島市菱屋 及び不二家	1. 会務運営のあり方に関する意見 2. 既存業務に対する意見 3. 新規業務に関する提案 4. 役員選考のあり方について
	新入会員PT	H27.10. 8	本会 3 階	1. 役員選考のあり方 2. 行政書士制度に関する提言 3. 行政書士会の将来の展望
		H27.12. 4	本会 3 階	1. 会務運営のあり方について 2. 既存業務に関する意見 3. 新規業務の提言 4. 行政書士制度並びに行政書士会の将来の展望等々
	中間監査会		H27.10.15	本会 3 階会議室
行政書士試験実行G		H27.10.26	本会 3 階会議室	1. 行政書士試験、事前説明会開催内容の検討 2. 事前説明会での役割の確認等
		H27.11. 4	本会 1 階会議室	1. 平成27年度行政書士試験看板等制作及びグッズ類点検 作業
65周年顕彰検討実行G		H27.10.27	本会 3 階会議室	1. 顕彰規程の基準案の作成
申請取次行政書士管理委員会		H27. 9 .28	本会 3 階会議室	1. 新規届出者 4 名 更新届出者 5 名
		H27.10.29	本会 3 階会議室	1. 新規届出者 0 名 更新届出者 7 名
		H27.11.24	本会 3 階会議室	1. 新規受講者 12名 更新受講者 2 名
静岡県警（生活保安課）との連絡会		H27.12. 1	静岡中央警察署本部別館	1. 来年 2 月に予定している講習会について

「正月の風景から」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

そんなに遠い過去ではない。たくさんの孫たちが集まって家の中は喧騒に満ちていた。大人たちは、酒を酌み交わしながら楽しくも未来を語っていた。何を話したのかその記憶はない。おそらくそれぞれの仕事のことや趣味のことだったのであろう。大きな家ではあるが、各部屋に布団を敷いて寝る場所の陣取りが重要な仕事であった。20年ほど前の家内の実家での正月風景である。そういう光景が数年は続いていた。

やがて孫たちは、成長しそれぞれの世界を創り全員が集まることは少なくなっていった。しばらくして義父が他界し、義母がひとりで暮らすようになった。ここ数年は、正月に家内の実家に行くことも少なくなり、夏の暑い季節に時折庭の草刈に出向くことぐらいしか実家には立ち寄ることはなくなった。

その義母が、高齢と持病のために昨年の暮れに、介護施設に入所してしまい家内の実家は、がらんどうとなってしまった。義母の症状から二度とこの家に戻ることはないであろう。数百年続いた家が、ここにきて絶えるのである。この家から独立した家内を含む姉兄たちは、実家がなくなるのである。小高い山の上にある先祖累代の墓はどうするのであろう。

そんなことを考えていると、我が家の玄関が開き子供や孫たちがにぎやかに帰ってきた。久しぶりに見る娘は、しっかり母となり、息子は自分が選んだ仕事に夢中のようなのである。孫たちの成長には目を見張るものがある。久し振りの団欒である。しかし、これもいつか見た風景である。この喧騒がしばらく続き、そのあとは、家内の実家と同じような風景になってゆくのだろう。考えてみれば、私の事務所の職員の環境も同様のものが数名ある。全国で空き家の増大が問題となっているが、我が身のことは思わなかった。戦前の大家族制度が崩れ、戦後の核家族化が、その最大要因であろう

と思う。

家を中心とした社会から個人を中心とした社会への移行の是非は、ここでは論じないが、空き家の増大は由々しき問題であることは間違いない。産業構造の変化・大都市圏への職場の一極集中・過疎化する地方・ひとり暮らし世帯の増加（これを世帯というのか？）夫婦別姓の家族等々、国際的な価値観の多様化が、我が国を急速に包み込んでいるように思う。サミュエル・ハンティントンの「文明の衝突と世界秩序の崩壊」というほど大げさなものではないが、まさしくグローバル化する我が国の中で、我が国特有の文化が消滅しつつあるように思う。

政府は、最近になって“一億総活躍社会”構築を目指す施策を発表し、その中で「希望を生み出す強い経済」を目指すと言っているが、フランスの人口学者エマニュエル・トッドは、その著書「世界の多様性」の中で「経済は家族構造から説明するべきである」と指摘しているように家族構造の大きな変化を踏まえて論じない限り、希望は生み出せないのではないかと正月の風景を前にして感じている。

正月早々、重たい話題になってしまったが、今年の干支は申である。サルは悪いことが去り、幸せが来る年だという。その申年にあやかれることを願って、新しい年のスタートとしたい。読者諸賢には、本年も尚一層のご厚誼を願うばかりである。

平成28年1月1日



静岡県行政書士会ホームページ会長サロンと同時掲載

つぶやき

2歳半程の、我が子のボキャブラリーが増し話すことが急にしっかりしてきた。また、親の手を借りずに、一人でやることも増えてきており幼児の、学習能力の高さには驚かされている。

ところで、人の学習の仕方は、大きく次の4つのタイプに、分かれるそうである。

1. whyタイプ

何故、それをしなければならないか？それをすると、どんな良いことが、しないとどんな悪いことが起こるのか、過去の自分の経験に紐付け、納得するとやる気が出るタイプ。(学生時代に、数学って何の役に立つの？と思っていた方は、このタイプである可能性が高い)

2. whatタイプ

証拠や論拠など、そうなる理由、権威や、信頼できるデータなどを示されるとガッテンしてやる気が出るタイプ(本を購入するときに、その著者が気になったり、数学の問題の解き方よりも、その公式が成立する理由に関心をもっていった方はこのタイプである可能性が高い)

3. howタイプ

まずは、これをやって、この次にこうしてその次はこうして、最後にこうする…。というように全体の流れを、ステップで示されやり方、解き方の全体像が見えるとやる気が出るタイプ。(学校での勉強は、このタイプに適した方法で、行われることが多く、学校の勉強が得意であった方はこのタイプの可能性が高い)

4. what ifタイプ

何故それをしなければならないか、その根拠や、やり方をステップで示されても、イマイチやる気にはなれないが、とりあえず、やってみて、どうすれば良いか考えていくことで、やる気になっていくタイプ(色々と理屈を説明されるより、まず、何からとっかかれば良いのかが気になる方は、このタイプである可能性が高い)

それぞれの人に適した学習様式は、以上の4つに分類することができるが、人に何かを説明するときは、「whyタイプ」の何故、それをしなければならないか？「whatタイプ」のその理由となる根拠や証拠は何か？「howタイプ」のそれは、どの様なステップで行えば良いか？「what ifタイプ」の、とりあえず、何処からとっかかれば良いか？の順番で

説明すると、万人に分かり易い説明になるらしい。

とはいえ、魔の2歳児には、このような屁理屈は通用しない…。
下戸侍

「第17回定期演奏会のご案内」の通知が突如、自宅に届く。私の中学校時代の部活の吹奏楽部からでした。ザッと30年前の事です。卒業後は不義理をした私でしたので、この案内状が届いたのはちょっとビックリ。

当日、その会場は満席。卒業生や在校生の親御さんと思しき方々で埋め尽くされていました。その中に覚えのある顔を探しましたが、残念ながら叶わず…。

ファンタスティック！ステージ上の彼らは熱い演奏を奏でます。さらに歌あり、ダンスありのエンターテインメント満載です。何より客席を楽しませようと、カラダいっぱい表現するその姿には感動です！気が付けば目の前の彼らに昔の自分を重ね、いろんな味の思い出がいっぱい浮かんできました。
やまざき

大人になって初めて水疱瘡になりました。普通は子供の頃に終わっている人が多いと思います(最近の子は予防接種して罹らないみたいです)が、子供の頃から病気知らずできたのでココにきてツケがきました。自分の子供が感染したわけでもないで感染経路も不明…病院で病名を聞いて驚きました。

症状は頭のさきから足の裏まで全身くまなく発疹ができて、自分でも元の皮膚が解らないくらい顔が水泡だらけで、まるでゾンビ…。熱が39.5℃から下がらず睡眠時間が一日2時間のみ、食事を受け付けず水分をとって解熱剤が飲める時間を指折り数えて時計と睨めっこ。尚且つ発疹がとにかく痒く、痒いけど触ると痕が残るので保冷剤を使って冷やして耐えること1週間。熱が下がった後も熱の影響で10日程体が疲労感で、仕事が出来ずに体力もガクッと落ちてしまい家族にもお客様にも迷惑かけました。

今回の事で思い知ったのは、子供の頃に罹っていない病気は本当に苦しいこと。治った後に、もうこれでキツイ病気は無いと安心していたところ母から一言「アンタまだ、おたふく風邪やってないよ」の一言。おたふくって水疱瘡より大人になって罹るとキツイとウワサのやつじゃないか…

昔は元気だった大人

編集後記

明けましておめでとうございます。一富士二鷹三茄子皆さまの初夢は？今年が災害や不幸な事件の無い一年でありますように。

昨年末の新聞に「自筆証書遺言の書式において法務省が見直しに向けた検討を始めた。遺言を利用しやすくするのが狙い。」と。知人の母親が自筆遺言証書を。亡き後相続人は家庭裁判所で検認。相続の登記と税の申告は知人には十分の時間があるので専門家に任せず法務局、税務署に足を運び自分でやるとのこと。これからはこのような傾向が進むのかも。我々士業の対策は？

巷で盛んな終活、「今からはじめる老い支度」三連続講座の1つ、真言宗大谷派僧侶でフリーアナウンサー川村妙慶さん(女性)の講演「生死一如」を拝聴しました。聴衆は頭に白いものが目立つ方々、これまで皆いろんな人生を生きてきたのでしょう。講演の最後は親鸞のこの言葉で締めくくり。「これからが これまでを 決める。」

2016年が静岡県行政書士会と会員の皆様にとりまして、さらに輝き続ける1年でありますように。

入賞

「初冠雪」

富士宮支部 亡 佐野 宜良 会員

毎年、写真コンクールに応募いただいております。
謹んでご冥福をお祈りいたします。



「大師子」

静岡支部 佐藤 吉男 会員

「七色の春」

伊東支部 石井 康一 会員



佳作



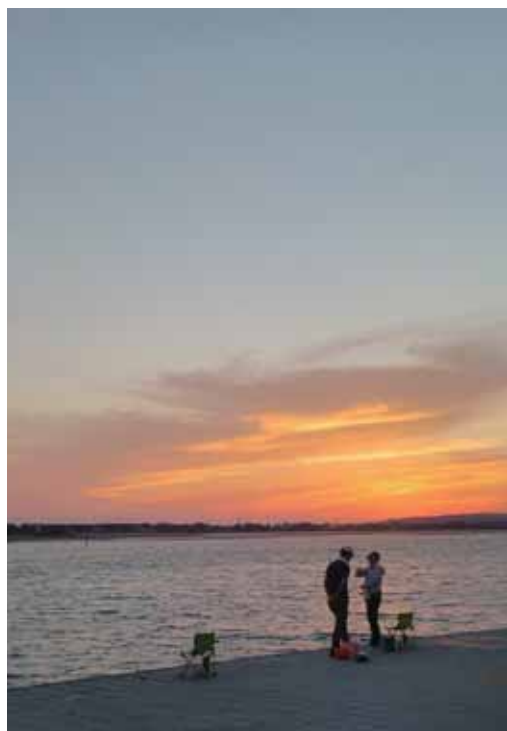
「冠雪」

三島支部 永原喜世治 会員



「朽廃してゆく名刹—1200年の時—」

西遠支部 竹内一登 会員



「10/4 17:31 そろそろ終わりにして、明日からまたがんばろう！」

静岡支部 前田芳秀 会員



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子
〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368
印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846
発行年月日 平成28年1月31日